

平成30年山形村議会第2回定例会

議事日程（第2号）

平成30年6月7日（水曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（11名）

1番 春日 仁 君	2番 大池 俊子 君
3番 上條 倫司 君	5番 百瀬 昇一 君
6番 新居 禎三 君	7番 大月 民夫 君
8番 百瀬 章 君	10番 小林 幸司 君
11番 小出 敏裕 君	12番 福澤 倫治 君
13番 三澤 一男 君	

欠席議員（1名）

9番 竹野 入恒夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 小林好子 君
総 務 課 長 赤羽孝之 君	税 務 課 長 村田鋭太 君
住 民 課 長 塩原美智代 君	保 健 福 祉 堤 岳志 君 課 長
子 育 て 百瀬尚代 君 支 援 課 長	保 育 園 長 宮澤寛徳 君

産業振興課 藤沢洋史 君

建設水道課 篠原雅彦 君

教育政策課 上條憲治 君

総務課 宮越卓也 君
財政係長

事務局職員出席者

事務局長 旗町通憲 君

書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは許可が必要となります。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

それでは、竹野入恒夫議員が欠席のほかは全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、上條倫司議員、5番、百瀬昇一議員を指名します。

◎一般質問

○議長（三澤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

◇ 春 日 仁 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位1番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項1「児童館での障がい児児童の受け入れについて」を質問してください。

春日仁議員。

（1番 春日 仁君 登壇）

○1番（春日 仁君） 議席番号1番、春日仁です。「児童館での障がい児児童受け入れについて」質問します。

現在、児童の放課後一時預かり所として児童館、いちいの里すばる、近隣の施設などがあります。そこで、児童館での障がい児児童の受け入れについて質問します。

質問1、現在、児童館では障がい児児童の受け入れを行っているのか。

質問2、小学校入学時、児童館、いちいの里すばる等々の施設について、保護者に詳しい説明が行われているのかです。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 春日仁議員の質問にお答えいたします。質問事項であります、「児童館での障がい児児童の受け入れについて」のご質問であります。

1番目のご質問にありました「現在、児童館では障がい児児童の受け入れを行っているか」についてであります。ふれあい児童館では、乳幼児から18歳までの児童について受け入れを行っております。児童についての制限はありませんので、障がい

をお持ちのお子さんの受け入れも行っております。また、放課後児童クラブでも同様の受け入れを行っております。

2番目のご質問にありました「小学校入学時、児童館・いちいの里すばる等々の施設について、保護者に詳しい説明が行われているのか」という件であります。児童館については、小学校で行われる来入児保護者会の際に、ふれあい児童館と放課後児童クラブの説明を、児童館の職員が行っております。特に、登録が必要な放課後児童クラブについては、利用の対象となるお子さん、利用時間、費用など、一般的な内容の説明を行い、利用を希望される保護者については、2月に改めて説明会を開催し、詳細な説明を行っております。利用されるにあたりご心配な点などは、個別に保護者の方からお子さんの様子や病気・障がい等についてお伺いし、子どもさんへの対応について相談をさせていただいております。

また、病気や障がいにより、個別の対応が必要なお子さんについては、保育園の段階で支援会議で説明させていただき、保護者の方と相談しながら、その子にとってどのような施設の利用が適切であるか話し合い、児童館、またはいちいの里すばるのような放課後デイサービス等の施設の見学を行い、その子に合った施設の利用方法について一緒に考え、施設の選択をしている状況であります。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 障がい児児童の受け入れを行っているということですが、障がい児児童を受け入れるにあたり、児童館の職員の方に、専門の方がいらっしゃるのかということです。専門の方といいますと、支援級の支援員だったりとか、養護教育の経験者、そういった専門の方はいらっしゃいますでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に答弁を願います。百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） ただいまのご質問ですけれども、児童館には、非常勤と臨時職員の有資格者が合計で14名おります。そのうち、特別支援学校教諭免許保持者という、特別支援に当たる職員というのを、保持者が3名おります。そのほかにも、教員の免許を4名の方が持っておりますし、保育士5名、放課後児童支援員5名、児童厚生員1名というような形で、重複して持っていらっしゃる方もおりますが、14名の専門の職員で任務に当たっております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 14名の方がいらっしゃるということで、例えばですけれども、研修会ですとか、そういったようなことは行われているのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 研修は、外部研修と内部研修を行っております。外部研修については、毎年、放課後児童支援員等のスキルアップ研修だとか、児童相談員の研修等に参加させていただいております。児童館が、子どもや保護者にとって安心・安全に楽しく過ごせる居場所であるために、子どもに適切な遊びだとか、子どもの捉え方、発達段階に合わせた支援方法や、発達障がい・愛着障がい・児童虐待等について研修を受けています。代表で研修に行っているため、伝達講習などを行って、職員の資質の向上を図っています。

児童館独自の研修については、年度当初に、すべての受け入れ児について、一人ひとりの状況をそれぞれの職員が把握するような形で、研修の中で準備をして、年度途中にはその見直しを行い、年度末には支援がこれで適切であったかどうかというようなところを検証しております。毎日の見守りの中でも引き継ぎ等ありますので、その中で、今日の支援が適切であったかどうかというようなところはそれぞれ確認させていただいて、次の日の支援に当たっているような次第です。

以上です。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 研修会が行われている、参加しているということなのですが、研修会の内容というのは、どのような内容の研修会でしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に答弁を願います。百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 研修会の内容については、先ほども述べましたが、発達に合わせた段階の遊びだとか生活全般、あと愛着障がい、それから児童虐待などについて専門的な研修を受けておりますし、放課後児童研修ということで、放課後児童の内容についての詳しい研修をさせていただいております。

独自の研修の中では、一人ひとりのお子さんに合った支援がどのようなものかというところを毎日振り返りもしておりますし、3回行う研修会の中では、全体の中でどのような支援が適切なのかというところを、研修の中で行っております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 研究会の方はわかりました。それで、障がい児児童への対応ということで、小学校の支援学級の先生との児童館の職員の方との打ち合わせですとか、

情報交換といったようなことは行われていますでしょうか。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 小学校の支援学級の先生だけではなく、小学校全体の担任と支援学級の先生と、学期に1回ずつ情報交換を行っております。必要がある場合には、そのほかにも必要があるときに支援の方法等を相談させていただいておりますし、連絡もさせていただいております。また、小学校の校長先生が、時々、児童館の子どもの様子を見ていただく機会があるものですから、そのようなときにも情報交換をさせていただいたりしております。小学校と児童館がお互いに連携して、子どもの育ちを支援できるような形で情報共有もしておりますし、連携を深めているところです。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 2番目の「保護者に詳しい説明が行われているのか」というところなのですけれども、一番、保護者が混乱すると言いますか、分かりづらいところが、いちいの里すばるですね。児童デイということです。その詳しい説明ですとか、例えば近隣の施設等ですと波田にありますけれども、そういったところをしっかりと説明されているのでしょうか。

○議長（三澤一男君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） その施設の説明だとか、そういうものについては、必要なお子さんには、それぞれ個別な形で説明をさせていただいております。今、児童館のほかに、そういう児童デイだとか、日中一時支援というような場所があるのですけれども、必要な場合には、どういうところがあるのかというところを、松本市・塩尻市等にございますので、その支援する場所をすべて提示しまして、保護者の方に選んでいただき、選んでいただいたあとは一緒にその場所に見学に行かせていただいております。見学に行った上で、どこの施設をもう一度選ぶのかというようなところは一緒に相談させていただいて、その利用時間だとか利用日数等も一緒にご相談させていただいております。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） この質問については、以上で終わりにします。

○議長（三澤一男君） それでは、質問事項2「高校生の通学バスについて」を質問してください。

春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 高校生の通学バスについて質問します。

現在、高校生の通学手段としては、路線バス、コミュニティバス、また、朝日村が運行するバス、自家用車などとなっています。以上のどれかを選ぶにあたり、保護者も大変悩むところです。我が子が高校に通い出すと改めて感じるこの村の不便さの1つです。実際、保護者からは多くの不満・要望等の声が出ています。そこで伺います。

質問1、路線バスに補助が出ていますが、さらなる補助は。

質問2、コミュニティバスを利用すると、乗車時間が長いとの意見があります。ルート、時短の検討は。

質問3、以前、村でも通学バスが運行されていましたが、なぜやめてしまったのか。

質問4、通学バスの復活の検討は。

以上です。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2度目の質問でございます「高校生の通学バスについて」のご質問にお答えいたします。

最初のご質問であります、「路線バスに補助が出ているが、さらなる補助は」という件でありますけれども、路線バスの運賃助成は平成28年から始まっております。本年で3年目となります。平成29年度に補助率を変えております。片道運賃が500円を超えた額に対して補助をしていたものを、片道運賃の2分の1の額と改正をしております。また、村内のコンビニでも回数券が購入できるよう、村で手数料を負担しております。今後につきましては、この助成制度の利用促進効果の検証をした上で考えていきたいと思っております。

次に、2番目のご質問であります「コミュニティバスを利用すると乗車時間が長いとの意見があるが、ルート、時間の短縮の検討は」という件であります。西部地域コミュニティバスにつきましては、松本市の西部地域公共交通総合計画に山形村が参加する中で運営がされています。そのため、ルートやダイヤを変更する場合については、住民意見交換会を開催して、利用者の意見を聴取した上で松本市地域公共交通協議会に諮り、決定をしていますので、意見・要望などがあれば、松本市の協議会の席で検討することになります。

次に、3番目のご質問にありました「以前、村でも通学バスが運行されていまして

が、なぜやめたか」という件であります。4番目の質問の「通学バスの復活の検討は」についても関連がありますので、あわせて答えさせていただきます。

通学バスにつきましては、平成13年12月に、高校生の保護者から強い要望があり、1日3回、山形村から広丘駅までの試験運行を始めました。運行期間や利用者を限定して、5年間ほど運行していましたが、年々、利用者が減少したため、廃止をいたしました。その後、現アルピコ交通の路線バスが、不採算バスの路線見直しをする中で、車庫前から塩尻駅前を廃止したため、朝日村と連携し、朝日村村営バスで鉢盛中学から広丘駅の朝の便を運行いたしました。そちらも利用が少なく、廃止をした経過でございます。いずれも本数が少なく、乗車時間もかかることから、利用が減ったことが原因だと思われま。

4番目の質問にございました「通学バスの復活」の件であります。村では通勤・通学手段の確保だけでなく、高齢者など弱者の移動手段を含めた山形村の公共交通のあり方について、総合的に研究していく必要があると考えております。平成29年度で路線バス運賃助成事業等の検討をしてまいりました山形村地域公共交通検討委員会は解散をしております。今年度は、新たに将来の山形村の公共交通のあり方について検討をする、新しい組織を設置する計画で現在おります。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 今現在ある、それぞれの交通手段ですけれども、それぞれの保護者からの意見にありまして、一長一短あるということで、まず朝日村の運行するバスなのですけれども、こちらは料金は安いのですけれども、行きは鉢盛中から乗るので広丘駅まで時間もすんなりに行く。帰りは朝日村を回ってから最後に鉢盛中に来るということで、かなり時間がかかるという意見が多いですね。コミュニティバスは、とにかく時間がかかるということでもあります。路線バスは、松本ターミナルということで、塩尻の高校のお子さんが困っているというような状況ですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 確かに、通学バスという形では村では運行していませんので、16歳から18歳までの高校生の皆さんにつきましては、やはり交通の費用の部分ということと、保護者の皆さんが送っていくような送迎については、確かにご負担になっているかというようには感じてはおります。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） いろいろな地区でも、高校生に対して通学の補助という様なものが行われているのですけれども、長野市の例があったのでちょっとだけ言いますと、長野市で、鬼無里地区ですとか人口が減少するような地域に対しては、やはり高校生の通学バスに対する補助というのは、しっかり行われているということであります。山形村も、当時、バスが運行されていたころに比べますと、時代も変わっていきまして、村外からの転入者が多いということであります。核家族であるということ、また、夫婦ともに正規雇用という様な形の方もいらっしゃると思います。時代が違うということで、朝、自家用車で送るのも大変だというような話もありますので、その辺はどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 高校生の対象人数という部分ですけれども、16歳から18歳までの方が現在で約262人ということで、全員が高校生とは限らないのですけれども、250人に近い学生の方がいらっしゃるという。松本地方にそれぞれ通学をされているかと思うのですけれども、安曇野市であったり、塩尻市であったり、いろいろな方面に通学されているということなものですから、なかなか通学バスというものについて、全部を集約するという事はなかなか難しいのかなという部分があります。そうした中で、村としては路線バスの関係に補助を出しております。補助の実績状況というようなことでございますけれども、平成28年度につきましては、先ほど村長答弁でもありましたけれども、500円を超えた部分について補助を出していたという部分。申請の延べ人数で言いますと、約200人。補助金額で言いますと、131万4,090円ということでした。平成29年度につきましては、購入額の2分の1の助成という補助を上げたことによりまして、延べ人数で255人、補助金額で265万6,765円というような、平成28年度に比べて約倍の補助金額というような形になっております。そんなことも含めまして、ある程度、現時点ではなかなか通学バスを村で対応できるというものでもございませんので、そういう違った形の中で補助をしていくというようなことで考えてはおります。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 以前、運行されていた通学バスという部分でありますけれども、利用人数が少なくなってきたのでやめたというようなことであります。しかし、なぜ少なくなったのかということ、やはり検証して、次のアクションを起こす。そして

定着するということが、やはり大切なことではないかと思います。私もサラリーマン時代は、もう P l a n ・ D o ・ C h e c k ・ A c t i o n、必ずこれでした。検証、実行、検証、実行で、最後は確実なものに定着するといったようなことを行っていました。ここら辺についてはどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 最後の質問に、答弁願います。 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 通学バスの件でありますけれども、山形村は、先ほど総務課長からも少し触れておりましたけれども、山形村は地形的に申しまして、例えば塩尻方面、広丘方面、松本、それから波田方面、近隣の朝日村さんなどに比べますと、幾つかの高校に通学する方向がそれぞれまちまちだということもありまして、前は広丘というところを主なルートとして設定をして、一般的な時間に合わせて運行していたという経過でありますけれども、やはり高校生も、クラブ活動をされている方だとか、通う高校の別だとか、いろいろな関係で、なかなか使い勝手が悪かったというのが、当時の利用が伸びなかったという原因だと聞いております。これからどこの自治体もそうでございますけれども、子育て支援策というのが重要課題になっている時代でありますので、山形村へ土地を求めて転入されてきた方が、お子さんが高校へ行くようになって、唾然とするという話はよく伺っております。なかなか高校通学に関しては、山形村は住みにくいところだという意見も多く聞きますので、先ほど申し上げました山形村の公共交通のあり方の総合的な研究の中で、どういう方法がいいのか、この件も含めて総合的に判断していきたいと思っておりますので、またいろいろ、意見集約やご意見も聞かせてもらう場合もあると思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 春日仁議員。

○1番（春日 仁君） 村外の方、転入者が増えてきているということでしたけれども、その家族のお子さんが高校へ行く。高校へ出て、一旦村を離れる方もいます。その方たちが、また戻ってこようと思うような村というのは、そのときの通学の不便さだとか、春の砂嵐とかありますので、敬遠してしまうような1つの理由になってしまうと思われまます。人口減少を食い止めるためにも、やはり高校生のバスといったものは大切なことだと考えます。0歳から18歳まで一貫した子育て支援施策というのがなされています。その中に、この高校生の通学バスというのは、必ず施策の中に盛り込んでいくべきだと考えますが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

本庄村長。

- 村長（本庄利昭君） ご指摘をいただいております件につきましては、また参考にさせていただきますながら、先ほど申し上げましたけれども、山形村のこれからの公共交通のあり方とともに、通学バスの問題も未来も予想しながら検討してまいりたいと思いますので、お願いいたします。
- 議長（三澤一男君） 春日仁議員。
- 1番（春日 仁君） 私からの質問は以上です。
- 議長（三澤一男君） 以上で、春日仁議員の質問は終了しました。

◇ 百 瀬 章 君

- 議長（三澤一男君） それでは、質問順位2番、百瀬章議員の質問を行います。
百瀬章議員、質問事項1「観光施策について」を質問してください。
百瀬章議員。

（8番 百瀬章君 登壇）

- 8番（百瀬 章君） 議席8番、百瀬章です。
質問事項、観光施策について。観光を通じた地域の活性化を図るためには、観光関係者のみならず、地域住民も含めた地域の幅広い関係者が連携し、住んでよし、訪れてよしの魅力ある地域づくりを実践していくことが不可欠です。ということが国土交通省、観光庁のホームページ、これのトップにあります。そこで、山形村における観光の現状と今後について質問をいたします。
1番、山形村観光協会の位置づけについて、村の考えを伺います。
2番、当村の現在の観光資源と今後の観光資源の開発について、村の見解を伺います。
3番、観光交流人口を増やすための、当村への誘客に、村としてどのような施策を立てているかを伺います。

以上です。

- 議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。
本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 百瀬章議員のご質問にお答えいたします。
観光施策についてのご質問であります。1番目の質問でございます「山形村の観

光協会の位置づけについて、村の考えを伺います」という件ではありますが、山形村観光協会は平成2年に設立し、平成14年に国からの商工会への補助金の削減があり、商工会の自己財源の確保の一環として、村から商工会へ事務受託をしたという経過だと聞いております。その後、平成21年に案内所を設置し、来村者への対応・情報発信などを担っていただいております。このほかにも、数多くの観光イベントの開催や誘客に伴う各種の施策に主体的にかかわり、その結果、村の新名物にまで成長した「やまっちそば」の考案、秋の大イベントであります道祖神と新そば祭りの開催などによる県内外からの誘客に、多大な貢献をしていただいております。昨今の観光を取り巻く状況を鑑みますと、議員ご指摘のとおり、自治体が目指す観光の方向性が「観光地づくり」から「観光地域づくり」にかわりつつある時期だと感じております。これからも、山形村版の観光地域づくりに向けて、村で行う施策と協会にお願いして行っていただく施策のすみ分けとともに、今まで以上に連携し、村の振興・活性化のために取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2番目のご質問であります「当村の現在の観光資源と今後の観光資源の開発について、村の見解は」ということではありますが、現在の観光資源の例を挙げますと、道祖神、唐沢そば集落、ブルーベリー・リンゴ・サクランボなどの収穫体験のできる観光農園、清水寺などが挙げられると思います。今後の観光資源の開発については、先ほど申し上げましたとおり、そこに住む人・生活・文化・食・風土なども含めた地域全体を楽しんでいただく観光地域づくりが必要になると考えております。

3番目のご質問の「観光交流人口を増やすための当村への誘客に、村としてどのような施策を立てているかを伺います」という件ではありますが、観光交流人口を増やすためには、村単独での誘客は、なかなか難しい点もあると思います。県の観光部であり、松本広域連合、日本アルプス観光連盟、町村会、村の観光協会などと連携をし、機会あるごとにパンフレットを配布して周知を図っている状況であります。また、首都圏などにあります県の観光情報センターにおいても、パンフレットの掲示や県外での物産展の際にもパンフレットを配布し、年間で3000部ほど配布をしております。あわせて、ホームページによる情報発信や各種関係機関のホームページへのリンク、広域観光サイトへの情報の掲載などを行っております。パンフレットの配布だけでは誘客の施策としては不十分と感じておりますが、まずは山形村を知っていただくための努力をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 観光協会は平成14年に商工会へ委託して今現在に至っているということになりますと、現在の予算組みの中では、観光協会へ補助金という形で出しているのですが、これは委託契約ということになると、委託金ということではないのでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 村と観光協会との関係でございますけれども、当時は村の事業の一環として、役場の中に観光協会の事務局を置いていたというようなこともあって、団体としての捉え方でありましてけれども、観光協会も任意の団体でありますし、村と本当に表裏一体といいますか、そういう便宜上という言い方もあれなのですけれども、一般の、要するに法人との契約のような形ではなくて、補助金というような項目で契約内容も契約書を交わしているわけではなく、口頭で、言ってみれば当時はあうんの呼吸のようなものがあつたと思っておりますけれども、そういったことで運営をされていた。そんなふうに理解をしております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） わかりました。任意団体が格付けが上がり、一般の法人格を持てるように努力していくためには、村の観光に対する方針や施策が、観光協会と連動し、あるいは観光協会の方に依頼をし、村の施策を実行するような形が望ましいと思うのですが、現在は村の方針や施策は、観光協会にどのように反映しているのでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今のご質問でございますけれども、村といたしましては、観光協会で行いたいと要望のある事業について、予算付けをさせていただいているような状況でございます。村の施策というよりは観光協会主導で、今は計画等を立てていただいているのが実情でございます。ただ、どうしても予算に限りがあるものですから、要望されたものすべてというわけにはいきませんが、許される範囲の中で予算付けをさせていただいているといった状況でございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 言葉をかえれば、観光協会の企画を追認しているというふうにも受け取れるわけでありましてけれども、観光施策を、村として村のカラーを前面に出

していくためには、例えば観光協会へ職員を派遣して、現状についての把握をした上で、ほかの先進事例があります他市町村を研究し、それをまた持って帰って村の施策に生かす、こういう両輪のようなお考えはありますでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 議員のおっしゃるとおり、今までの連携がうまくいっていない部分は確かにあると思いますので、今現在、総務課の方の担当になりますけれども、地域おこし協力隊等を活用した施策がとれないか、そういったものも研究をしながら勉強をさらに深めてまいりたいと思っておりますし、村長答弁の中にもありましたこれからの観光地域づくりという面では、地域づくりという言葉になってくると、やはり行政の色を出ささせていただくといったような形になるかと思っておりますので、連携を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 先ほど村長答弁にもありましたように、地域づくりというのは大切になってくると思います。そこで、すぐにはできないと思うのですが、四賀のクラインガルテンですか、滞在型農業の移住者。これは5年間に限っているそうです。そういったことを企画し、とにかく来ていただく。見ていただく。その人たちから情報を発信していただくというようなことで、例えば泊まる、宿泊に関してですが、山形村の教職員の住宅などは、2、3世帯分常にあいている。これも規則を見ますと、村長の特に許可した者はそこを使えるということでありまして、こういったものを利用するか、今後、先般説明を受けました空き家対策の中で、空き家バンクに登録して、賃貸の希望者がありましたら、それを村で一括して借り受けて、そういったものを利用して農業体験。これは半年、夏場の間だけになると思うのですが、そういったものの発展的な地域づくりの一環としての施策を考えておられますでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 空き家対策、空き家バンクといったものも、昨今、新聞等でも掲載がありますけれども、こちらもやはり、観光の資源として活用できる部分はもちろんあるかと思えます。行政の悪いところで、縦割りでこちらは総務課、こちらは産業振興課というような割をするわけではなく、これからは庁内も連携しながら準備を進めてまいりたいといったところで、この議会が終わった後には、庁内での検討をさせていただきたいということで、調整は今しているところでございます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 先般、新聞にも載りましたし、村長並びに担当課長さんがお見えになって、山形村観光協会として、「やまっち村観光研究会」これはあくまで仮称ではありますが、これを設立するということになりました。これに関して、ただいまの意見をいただきながら、どう村としてかかわって行って、一緒に研究していくのでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今、議員のおっしゃった「やまっち村観光研究会」につきましては、村としても参加をさせていただく予定でございます。ただ、観光協会の思いの中には、その研究会に集まってくださった皆さんの中で、どんなことがやれるか、どんなことをしたいかといったものを、1つずつ、できることから始めていくというような思いもあるようでございますので、村としてもそのスタンスを大事にしながら、村の携われる部分、それから村でやるべき部分について、検討していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 全般的に言いまして、なかなか規模の大きさは違うと思いますが、松本市の松本観光コンベンション協会等々は、規模が違うと言ってしまうまでもなのですが、非常に積極的に広報をするような形で、理事者側も、今は行っていませんが、一時期は福岡からの誘客のため、松本空港を有効に利用するために、福岡事務所をつくって、そちらでトップセールスをしているということもありますので、ぜひそういった方向に向いていくための地ならしをしていただきたいと思います。それにつきましては、まず観光パンフレット。これを、先ほども言いましたように、近隣あるいは首都圏の方に配っているということではありますが、非常に少ない情報量、一般的にはA4サイズのもので結構出ていると思いますが、こういったものを、予算組みの関係もあるのでしょうか、もう少し手にとっていただける大きさ、今あるものは現地、この山形村に来てからですと使いやすいかもしれませんが、外に置いた場合は、非常に幅が狭くて目立ちにくいといった欠点があると思いますが、新しいパンフレットをつくっていく予定などはありますか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今年の新年度の予算にも、観光費の中で、印刷製本費で計上はさせていただいてございますが、こちらにつきましては、現状のものを増刷するというような考えではおりました。ただ、議員のおっしゃるとおり、これからは手にとっていただくだけでなく、中を見ていただくということが大変必要かと思いますので、これからの検討課題としてお預かりをさせていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 今年度になりまして、大分、観光施策の取り組みへの方向性が少しわかってきたと私は理解しておりますが、平成29年度の「山形村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の効果検証結果によりますと、25ページ、36ページ、37ページの担当課の評価欄に「ディスティニーキャンペーン」とあります。これは正確には「ディスティネーションキャンペーン」であります。ディスティニーというのは運命とか宿命という意味で、ディスティネーションというのは目的地、到着地。JRが使っているのがこのディスティネーションの方であります。こういった名称が正確に記されていないようでは、取り組みへの真剣さが問われると思いますが、いかがですか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 「まち・ひと・しごと創生戦略」の関係でございますかと思うのですが、観光の部分で再度確認をさせていただいて、誤っていれば修正をさせていただきますと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 私が辞書を引く限り、言葉は間違っていると思しますので、その辺は検討していただきたいと思います。それからパンフレットをつくるときに、今も松本市、特に松本城と上高地の方には、インバウンド、外国人の観光客が大勢来ています。こちらの方は、松本市もインバウンド対応のパンフレットをつくっております。完全に同じもので、別の言語で2通りをつくるというわけにはいかないと思いますが、当然、英語併記は最低必要になると思いますが、いかがですか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） インバウンド用の、英語版なり中国語版なり、今、確かに松本市さんあたりは大きなものをつくっていらっしゃるというふうに、この間も見せていただきましたけれども、山形村でそれが実際に必要かどうかも含めて、先ほ

どご意見いただきましたので、パンフレットもこれから改変を考える時期に合わせて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） あれば非常に、案内所、それから山形村全般、そういったお客様を受け入れるところの担当者が、すべての方が外国語を話せるわけではないので、少しでも役に立つようにしていただきたいと思います。

それから、あと、先ほど言った情報発信の関係。フェイスブックあるいはホームページの閲覧者を増やす対策として、どのようなことをお考えですか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 先日、観光のこれからの進め方について、観光協会の皆さんと検討する中で、観光協会長、それから観光協会の事務局、村長、副村長、私と、あと観光協会の担当者と懇談というか打ち合わせをさせていただいた中で、近隣の町村で大変参考になる事案があったものですから、村長以下で視察に行かせていただきました。その中でもやはり、情報発信というのがすごく大事だということは教えていただいた中で、やはり大きなことを載せる、通年同じものが載っているというよりは、細かいことをどんどん更新して載せ続けるということが大変大事だということをお知らせさせていただきましたので、そういった点を参考にしながら、今年の村のホームページについてはそういった対応をしていくということで、担当者には指示を出してあります。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） どうしても、つくっただけでは見ていただけないというのは、私もフェイスブックをやってみて感じます。例えば、観光地の親善大使、山形村の親善大使というような方を任用して登用して、そういった方にメディアを通じて、あるいはSNSを通じて発信するというのも、1つの手ではなかろうかと思えます。先日、テレビでやっておりましたが、滝沢カレンですか。彼女のツイッターのフォロワー数は800万人だと。それが全部観光に結びつく、つかないは別ですが、非常に発信力のあるそういったツールを使うということはお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） まだ理事者のご意見を聞いていないので、これから検討させていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） わかりました。私も4年半ほど当村の観光協会にかかわってきた人間として、非常にこれではいけないというところと、もっと発信しなくてはいけないというところを感じました。今後も、先ほどの「やまっち村観光研究会」の方に参加させていただいて、一緒にやっていきたいと思います。これで1番についての質問は終わります。

○議長（三澤一男君） はい。

百瀬章議員、次に質問事項2「人口減少問題について」を質問してください。

百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 平成25年4月に策定された第5次山形村総合計画前期基本計画において、平成34年度の当村の総人口の目標を9,000人と設定していましたが、平成30年3月の後期基本計画では8,300人と、700人減となりました。人口減少とともに、高齢化率も上昇の一途をたどると想定されています。村民税などの収入が減り、社会保障費が増大することが避けられない中で、人口減少を緩やかにする施策を立てるかが自治体に課せられた重い課題であります。そこで、今回は社会増の施策について質問いたします。

1番、第5次山形村総合計画後期基本計画において、平成34年度の目標人口を8,300人と策定した根拠を伺います。前期における目標人口は9,000人でした。

2番。社会増減の見通しは、上記の策定根拠に反映しにくい、考慮しにくいと思いますが、Iターン、Jターン、Uターンで、当村への移住者を迎え入れ、社会増のための施策の現状と今後について伺います。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 人口減少についてのご質問にお答えいたします。

1番目のご質問であります「第5次山形村総合計画後期基本計画において平成34年度の人口目標を8,300人と策定した根拠」でありますけれども、平成27年度に作成した「山形村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するにあたり、今後の山形村の将来人口を予測するため、山形村人口ビジョンを作成しております。この計画は、国政調査の数値をもとに、国の長期ビジョンの期間を踏まえて、2016年か

ら2060年までの人口予測をしております。山形村の人口は、2015年をピークに、以降は減少傾向で推移し、2060年には6,809人になると推計されております。この計画の推計人口を基礎として、基本構想の目標数値の見直しを行いました。基本構想後期基本計画を終了する2022年に、平成に直しますと34年になるわけですが、人口ビジョンの数値は8,156人と予測しておりますが、144人の増を目標として、その数値よりも144人上乗せをした数値になります目標数値は8,300人に修正をしたという経過でございます。

次に2番目の「社会増減の見直し」は、上記の策定根拠に反映しにくいと思いますが、Iターン・Jターン・Uターンで当村に移住者を迎え入れ、社会増のための施策の今後についてということではありますが、最初の質問で答えた中にもございますが、平成27年に策定した「山形村まち・ひと・しごと創生総合戦略」であります。この計画は第5次山形村基本計画と整合を図りつつ、人口減少の克服、地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を立てたものです。計画期間は平成27年から平成31年までの5カ年計画です。この計画の中の施策として「移住・定住の受け入れ体制づくり」があります。具体的な事業として、空き家バンク制度の構築により移住関連情報を発信する中で、I・U・Jターンなどで山形村に移住をしてもらうよう支援をすることや、また、地域おこし協力隊の事業を活用しながら、事業展開できるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 平成27年11月の山形村人口ビジョンを参考にとということで、700人減らした根拠はわかりましたが、目標に対する達成はできるとお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 後期基本計画が今年始まっているわけでございますけれども、計画でありますので、単純なといいますか、人口推移の計画より144人多くしたというのは、やはり目標でありますので、これからの努力次第では、そこに目標を定めたという経過でございます。これが達成できるかどうか、今、それに向かっていろいろな施策を打っていくというのが行政の務めだと思っておりますので、これは結果でありますので、どうなるかは5年後でないとわからないことではありますけれども、8,300人を下回らないように行政施策を行っていくことを考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） わかりました。本年、1月10日付の市民タイムスによりますと、1月1日現在の山形村の住民基本台帳人口は、民間企業の大規模宅地造成により、昨年同期に比べ38人増の8,800人、世帯数は60世帯増の3,039世帯となっております。これは明らかに社会増の効果があらわれていると思いますが、今後、新たなこういった村内での大規模な宅地造成の計画はありになるのでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 行政としては、宅地造成の計画はございませんけれども、民間事業者による部分での開発は出てくる可能性はあるかと思えます。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） こういった宅地造成は、大半が近隣から入っていると人口ビジョンにもありました。さらに広い意味での県内あるいは県外、首都圏、中京圏、こういったところから人の流入を招き、社会増を増やすためには、例えば朝日村などでは、こういった一般の観光パンフレットの最初のところに、村の紹介のすぐ後に、移住者の紹介、こんなことをしているんです、いつ移住してきました、こういうところがいいんですということが載っているわけです。移住者専用パンフレットというのも、朝日村はこういうものを出しております。先般、スカイツリーで行われた朝日村の紹介イベントでは、これを完全に英語版にしてインバウンドに配ったということも言われて、新聞に載っておりました。先ほどの観光パンフレットも、もっと少し連携、かかわってくるかもしれませんけれども、ぜひ、こういった移住者が、私が知っている限りでも何人かおられます。かなり遠くから来ておられる方ですね。そういった方の情報なども盛り込んで、一石二鳥とは言わないまでも、まず最初に目に触れる。そして山形村に行ってみたくなるという、これは誘客効果もあれば移住効果も行く行くは出てくるのではないかと思いますので、検討していただけますでしょうか。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、答弁願います。

赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 村の方でも、ホームページに「信州山形村を知る」ということで、生活、移住のこと、観光のことというような窓口を設けております。山形村ですけれども、やはり移住者を迎え入れるにあたっては、住むところ、それから雇用というものを、もうちょっと充実させていくということが必要なのかなというように

感じております。その辺、空き家バンクも含めてしっかり充実させた中で、移住者のインタビューとか、議員のおっしゃるそういうPRをしていければとは考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 2月ごろの私の電話の聞き取り調査なのですが、大東建託の賃貸部門で、いい部屋ネットというものがあります。こちらの方の空き家の状態、いわゆるこれはアパートですが、いい部屋ネット、大東建託が管理するアパートで、空き部屋は山形村に3つしかないというふうに言っておりました。その理由の分析は、はっきりとはわからないのですが、松本市の臨空工業団地の影響が大きいのではないかと。単身赴任、あるいは法人がそっくり社宅として箱で借りているというようなことで、もしかして部屋はあいているかもしれませんが、契約上は埋まっているということもあります。というのは、これから松本の臨空工業団地の方も、契約が決まって、第3期も93%が満たされるということですので、それに伴って、やはり山形村から通ったほうが近いと。あるいは、単純な話で、一軒家を借りても松本より安いというようなことで、空き家バンクが非常に効率的に使えるのではないかとということが考えられます。そういうことで早めに、これは単身赴任でありますから移住になるかどうか、それはわかりませんが、とりあえず山形村に住んでいただくということの方向性で、空き家バンクの立ち上げを早くしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三澤一男君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 現在、村内の不動産業者と調整をしております、7月には連絡会というものを立ち上げた中で、空き家バンク制度を夏までには始めたいとは考えております。

○議長（三澤一男君） 百瀬章議員。

○8番（百瀬 章君） 8月ということで、わかりました。先ほどの「山形村まち・ひと・しごと創生総合戦略」には、移住・定住の施策がホームページの充実以外はなかなか担当課の評価がCになっております。早くこれをAにするように、あと2年ありますけれども、していただきたいと思います。それから、いろいろな移住に関しての先進地、例えば南箕輪村ですとか、そういったところの研究をしていただいて、今後の村の施策に生かしていただくようお願いしながら、2番目の質問を終わります。

○議長（三澤一男君） 以上で、百瀬章議員の質問は終了いたしました。

ここで、質問順位3番、福澤倫治議員の質問になりますが、入る前に休憩にしたい

と思います。この時計で25分までとします。

休憩。

(午前10時09分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

◇ 福澤倫治君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位3番、福澤倫治議員の質問を行います。

福澤倫治議員、質問事項1「県営競争力強化基盤整備事業について」を質問してください。

福澤倫治議員。

(12番 福澤倫治君 登壇)

○12番（福澤倫治君） 議席番号12番、福澤倫治でございます。

今回、村長に対して、3つの項目について質問させていただきます。

第1の質問であります。県営競争力強化基盤整備事業、通称畑総とも言われておりますが、このことについてお聞きしたいと思います。

最初にお断りいたしますが、私はこの事業に対して反対するものでは決してございません。長年の懸案でありました排水事業が、1日も早く完成してくれることを願っている1人でございます。この地区は、山形村の原全体を、昭和39年から昭和41年にかけて、第一次農業構造改善事業により、511ヘクタールの圃場整備が実施され、その後、第二次農業構造改善事業により、大池原のスプリンクラーの整備がされ、東原については県営畑地帯総合整備事業と市補助により、スプリンクラーが整備されたと記憶しております。

それでは、質問に入ります。この事業の内容であります。事業年度・総事業費・事業概要についてお聞きいたします。

もう1点、書いてはございませんが、できましたら雨水の水量計算、何年確率で計算されているかわかりましたら教えていただきたいと思っております。

以上で、第1回の質問を終わります。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 福澤倫治議員の質問でございます「県営競争力強化基盤整備事業について」のご質問にお答えいたします。

事業の内容についてであります、「事業年度・総事業費・事業概要」ということですが、まず本事業は平成28年度に事業採択となり、採択当初、平成28年度から平成32年度までの5年間ということで、受益面積が134ヘクタール、総事業費9億9千万円を予定しておりました。昨年5月下旬に県との打ち合わせが行われて、事業期間については、平成28年度から平成33年度の6年間というように延長になっております。事業費についても、9億9,000万円から10億1,300万円に増額をされております。主な理由としましては、土地改良事業への予算配当が芳しくないため、人件費・資材費などの物価の上昇を考慮したためと、県の方からの説明がございました。事業の概要には大きな変更はございませんが、排水路整備として幹線排水路1路線と支線排水路8路線、農道整備として水兼道路整備で6路線を予定しております。なお、現在は測量設計の業務を行っておりますが、実際の工事につきましては、この秋口から始まると県から説明を受けております。先ほど追加で質問がありました雨水の件については、私の方で用意がございませんので、また課長の方で用意があるようでしたら答弁したいと思います。

○議長(三澤一男君) 本庄村長。

○村長(本庄利昭君) すみません。今、答弁の中で、私、工期の関係で平成28年から当初の予定5カ年が平成33年と申し上げましたけれども、平成33年の誤りですので、訂正をしてもらいたいと思います。お願いいたします。

○議長(三澤一男君) 福澤議員。

○12番(福澤倫治君) 先ほど申し上げたとおり、質問の中になかったもので申しわけないと思いましたが、雨水の水量計算について、何年確率で計算してあるか、できましたら教えていただきたいと思います。

○議長(三澤一男君) 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長(藤沢洋史君) 先ほどの村長の事業期間なのですけれども、もう一度整理しますけれども、当初、平成28年から平成32年の5カ年で予定されていたものを、今年の5月でございます。打ち合わせの際に、平成28年から平成33年の6カ年ということで、県の方から訂正の説明がありましたので、すみません。そこをま

ず訂正させていただきたいと思います。

あわせて、排水対策にかかわる水量計算の関係でございますけれども、確かに大きな面積のものを排水路を通して三間沢川に落とすという計画になっているものですから、住民の皆さんのご心配はごもっともなことだと思います。まず排水対策事業で、三間沢川へ流れ込む水量については、10年確率で県の方で計画をしてございます。それから、あと、流れ込んだ水をどう処理するかというところで、三間沢川のピークの流入水量については30年確率で見えてありますし、あと三間沢川の下流の流下能力という、いわゆる流せる能力でございますが、これについても30年確率で見込んでありまして、その計算上、ただいまの計画で飲み込みは可能だという計画になっております。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治議員） それでは、今の質問に対して、第2回の質問をさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、私は事業に反対するものではありませんが、排水を流す三間沢川の下流で農地を耕作している地権者の皆さんの心配する気持ちを考えますと、三間沢川の中の土砂を撤去していただき、住民の方々の心配する気持ちを払拭することが行政の責務だと考えております。また、大型事業などを行う場合については、住民の皆さんと情報の共有化が必要であると考えますが、村長としてこの2点についてお考えをお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 2点のご質問でございますが、最初の、三間沢川の土砂が堆積しているという件でございますが、これは、私どもはそういった状況だということを伺いましたので、県であったり、振興局の方へ相談をさせてもらっているところでございます。松本建設事務所であったり、という状況であります。また具体的にどうこうという方策というか、そういったものは出ておりませんが、何らかのことはしなければならぬと考えてはおります。

それと、もう1つの、住民・地域の方々への事業の周知の件でございますけれども、私もその事業の採択の当時のことはよく承知していないものですから、よく理解していないところもございますけれども、説明が足りないようでございましたら、またしっかり説明をしていくということだと思います。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 確かに、関係する地権者には説明は当然するかと思いますけれども、三間沢川の下流の地区というのは、地権者ではなくなるわけなんですよね。地権者としては扱われないという。ただし、流されて一番危険性があるというのは、三間沢川の下流にある耕作者。それも、直角に曲がっているような川になっておりますし、先ほど藤沢課長が言われたとおり、30年確率についても、おそらく県は三間沢川の断面で計算したものではないかと思っております。これは私の考え方ですけれども、そこに来ますと、三間沢川というのは、現状では3分の1は水が流れていて、3分の2は土手みたいになって、土が堆積したりヨシが生えている。これは、ちょっと大雨が降りますと、それが流れてきてごみがたまったりするという。だから、断面自体は大きいと思うのですけれども、土砂の堆積から言ったら、とてもじゃないけれども、30分の1確率の水は氾濫を起こすのではないかと推測されます。この辺について、今、村長が松本建設事務所と相談をしている。相談だけではなくて、何とかこのことを早急にやっていただいた中で事業を進めていただきたいことを希望しておきます。

最後になりますけれども、これは後ほど村長にまたお答えをしていただきたいと思うのですけれども、事業量からみて、現状の平成30年ですか、3年間の中の事業費が非常に少ない。先ほど9億9千万円と、実際には10億円幾らになっているかと思っておりますけれども、6年間で3分の1もまだ事業者が付いていない状況、このままでいったら10年以上かかるのではないかと感じるわけです。そこで、村長として、国、県に対して、トップセールスをしていただいて、1年でも早くこの事業を完成させていただきたいと思うわけですが、村長の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 事業費の、今の付き具合の件でございますけれども、議員も長年の今までの経験で十分ご承知のことだと思いますけれども、土地改良事業でございますので、あまり国政のことをこういう席で言われたと思うのですけれども、現状で申し上げますと、土地改良関係であったり農政関係の国会議員さんの数が非常に少ない。また、与党であります自民党にしましても、昔は農村の票が地盤であったわけでございますけれども、今はやはり都市型の政党になっております。予算の陳情に行きましても、なかなか苦しいというのが現実であります。これは全国どこでもそうであ

りまして、この地区に限られたことではないのですけれども、このままいけばどうなるのだろうと、本当に心配しているところでございます。

右岸土地改良区の関係でも、この近隣では今井地区で事業の採択になってはおりますが、いつ本格的に始まるかわからない。波田でも、中下原これから始まるところでございますけれども、こちらの方もどうなるか。それぞれ農業基盤の更新の時期を迎えておりまして、需要はものすごくあるわけでございますけれども、なかなかそちらへ回ってこない。国の予算も、社会保障の方へ大体多くとられるという時代背景もございまして、なかなか苦しい。これは言い訳になってしまうわけでございますので、右岸土地改良区の理事の皆さんとまた協力しながら、事あるごとに国の方へも陳情、県の方へもまたそのようなお願いをしまいたいと思っております。またご協力いただくこともあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 村長の言われていることはわかるのですけれども、そういう言葉はできるだけ言わないでもらって答弁していただきたいと思うわけなんです。そんなことを言ったら、とてもではないけれども行政というのは回っていかないわけなんです、ぜひ、国・県に対して、先ほど申し上げた土砂の関係についても、地権者の皆さんが、三間沢川の状況を知っている地権者の皆さんですので、その辺は現状を把握した中で、ぜひ排水を落とす前には、その、河川の整備をとということを強行にお願いしたいと思います。これは最後に要望ですけれども、ぜひ村長として、トップセールスを国・県に働きかけていただきたいことを要望して、この質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員、1番はよろしいでしょうか。

○12番（福澤倫治君） はい。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員、次に質問事項2「忠魂碑と慰霊祭について」を質問してください。

福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） それでは、2番目の質問であります、忠魂碑と慰霊祭について質問いたします。

行政財産に立っている忠魂碑には、私の記憶ですが、大東亜戦争による犠牲者になられた御霊の名前が193名、満州事変による御霊の名前が2名、日露戦争による御

霊の名前が確か8名、そして海外移住物故者の御霊が多く祀られております。このように、国策によって犠牲になられた御霊を祀ってある忠魂碑であるわけであります。国策によって犠牲になられた御霊の慰霊祭について、村長はどう考えておりますか。

以上です。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 忠魂碑と慰霊祭についてのご質問にお答えいたします。

行政財産の上にあります忠魂碑と、山形村社会福祉協議会で行っている慰霊祭について、村長の考え方ということではありますが、現在、行政財産の上に忠魂碑があるという問題と、それから社会福祉協議会が行っている慰霊祭についてということが問題だと思えます。

まず、忠魂碑ではありますが、明治維新以降、日清戦争や日露戦争をはじめとする戦争や事変に出征し、戦死した地域出身の兵士の祈念のために作成された祈念碑で、忠魂碑または尽忠碑などと、名前は一樣ではないようではありますが、いずれも戦死者の天皇への忠義をたたえる意味で建立されたようであります。戦後、GHQは、この忠魂碑を単なる慰霊碑ではなく、国家主義や軍国主義的な意図を有するものと捉え、第2次世界大戦後にかかなりの数の忠魂碑などを撤去されたようではありますが、また一方では、その後新たに設置された碑も、数少ないようですが、あるようであります。

自治体との関係で申し上げますと、忠魂碑に関しては、公金を支出することは憲法20条及び89条に定める政教分離の原則に反するとして争われた、箕面忠魂碑・慰霊祭違憲訴訟などがあります。当山形村の忠魂碑は、村史によりますと、明治45年3月に在郷軍人会山形村分会により建立され、建設費を村民の一般寄附を募り、大正2年5月に建設され、その後、昭和22年5月に一旦撤去され、昭和27年の9月に再建されたと記されております。建立されている敷地につきましては、建設当時は民有地であったものを、昭和19年9月に寄附により村有地となり、その後、周囲の筆を合筆し、現在は敷地面積が306㎡の村有地となっております。忠魂碑本体については、寄附を受けたなどの記録はないのが現状であります。

村長としての考えであります。先ほど議員ご指摘の、国策により犠牲となられた戦没者、海外物故者の尊い命の犠牲の上に今日の平和が築かれていることを、今を生きる私達は忘れてはならない大事なことだと考えております。戦没者慰霊祭の持ち方

についても、忠魂碑などの碑の前で慰霊祭が行われるものと、別の場所で行われているものがあり、その祭式も、神式、神仏併用方式、神式・仏式の隔年交代方式、無宗教方式など多様な方式があるようであります。主催にしましても、遺族会・市町村・自治会など様々なやり方で行われているようであります。当村の慰霊祭は、長年、社会福祉協議会が主催で行っておりますが、時代の変化もございますので、何か不都合な点が生じているようでしたら、関係する団体等と相談しながら対応を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 第2回の質問に入ります。

私が社会福祉協議会の経営に携わったときに感じました。行政財産である忠魂碑の敷地にある木の剪定や木の植えかえを社会福祉協議会が行っていることに疑問を感じましたので、その辺についてどう思うか、村長の考えをお聞きしたいと思います。

なお、間違っても、社協の役員や職員から問題について言われたわけではありません。そして、遺族会の役員として、毎年、年3回、清掃作業を当然のごとく行っていただいておりますが、遺族会員も、時代の流れとは思いますが、年々減少してまいりました。遺族会に対して、何らかの手を差し伸べることができないものでしょうか。

この2点について、村長の考えを聞きたいと思えます。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご質問の件でございますけれども、それぞれ村の社会福祉協議会の方から、またそういった相談がございましたら相談をしてみたいと思えますし、遺族会についても、遺族会の方で、要するに会の統一した意見として、こうですというものを示していただければ、またそれに沿って、村の方としても相談をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 今言ったことは、私も遺族会員として、長年、地区の役員をやっているのですが、遺族会というのは、確かに昔は戦没者の方が大勢おられて、2、300人の会員がいたと思えます。現在は100人ちょっとになっていて、特に戦後73年経ちますと、もうほとんどの方がお亡くなりになってき

たという状況で、甥、下手をすると甥の子どもくらいの人達が役員になっております。その辺のところ、遺族会の存続自体が問題というのも、その辺については、遺族会の方からまた、今、村長が言われたとおり、会として何らかの方法があれば、村長が相談に乗ってくれるという温かいお答えをいただきましたので、遺族会、または社協の方にも話しておきたいと思っております。そのときはよろしくお願いをしたいと思います。

以上で、2番目の質問を終わります。

- 議長（三澤一男君） 福澤倫治議員、次に、質問事項3「障がい児の入浴サービスについて」を質問してください。

福澤倫治議員。

- 12番（福澤倫治君） 3番目の質問であります。障がい児の入浴サービスについてご質問いたします。

今回は特に、重度障がい児に対する入浴サービスについて、現況をお聞きしたいと思います。

まず、1回目の質問を終わります。

- 議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

- 村長（本庄利昭君） 「障がい児の入浴サービスについて」のご質問にお答えいたします。

現状の、重度障がい児に対する入浴サービスの状況であります。現在、山形村地域生活支援事業において、18歳未満の障がい児の方が利用できる入浴サービスとしましては、自宅に移動入浴車が出向いて行う訪問入浴サービスがございます。利用に際しては、家族の介護のみでは入浴が困難な、重度身体障がい児で、医師の許可を得た方が対象となります。現在、村内では2名の方が、週に1、2回利用されている状況でございます。

以上でございます。

- 議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

- 12番（福澤倫治君） 今の村長の説明の中で、訪問入浴サービスをお受けになられている方が、村内に2名とお聞きしました。村で把握している重度障がい児の方が、何人いらっしゃいますか。これが1点目です。

また、週1回の入浴と聞きましたけれども、週1回ではまた大変ではないかと思う

わけでございます。家族にとっては、週1回というのは、大人でも大変ですけれども、重度障がい児に対しては、週1回というのは非常に大変ではないかということで、提案になるかわかりませんが、一応、質問をしたいと思っておりますけれども、今回、幸いにして補正予算で上がっております社協のデイサービスセンターが特浴の改修工事に合わせて、重度障がい児の入浴サービスについて、社会福祉協議会と協議をして、前向きで事業を行う方法で検討を行ってもらえないか、村長の考えをお聞きしたいと思います。以上、2点をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） まず、1点目のご質問の、重度の障がいをお持ちのお子さんの人数でございますけれども、今、障がい児の方で重度という、等級でいきますと障害等級の1級もしくは2級という手帳をお持ちの方は、重度身体障がい児というような位置づけで申し上げますと、今、4名の方が重度の障がいをお持ちのお子さんということで、村の方で把握をさせていただいております。

入浴回数が週1回ということで、少ないではないかということと、あと、デイサービス等の特浴の改修に合わせて、そちらの利用についてのご提案をいただいておりますけれども、週1回という回数については、先ほど村長の答弁で申し上げましたように、重度の障がいをお持ちの方のお体の状況等が、いろいろ個々で違います。

そういう部分では、入浴に際しては、担当医・主治医の先生の意見書をつけていただいている中で、回数については、多い少ないはそれぞれお子さんとかご家族のご希望もあるかと思っておりますけれども、本人の体力等も考慮した中で、基本的にはお医者さん等のご意見を聞いた上で、週1回ないし2回というような位置づけにしております。

また、回数等のご要望があれば、その都度担当の方で相談させていただいて、そういう支給決定等の変更が可能かと思っておりますけれども、いずれにしろ体力等を考慮した中での回数ということをご承知いただければと思います。

デイサービスの特殊浴槽の利用につきましても、現在でも訪問入浴ということで、なかなかご自宅が、そういう設備といいますかスペースがないようなお子さんも今後発生することが懸念されますので、今回ご質問いただいた際に、一応、今、保健福祉センターいちいの里で、デイサービスの方を社会福祉協議会にお貸ししている中で、向こうの介護保険のデイサービスのサービスをやりながらという形ですが、以前にも自費ということでそういう障がい者の方を受け入れていただいた経過もございますの

で、また人員体制等、いろいろその部分については、今後検討が必要だったり、あき時間の問題等もありますが、この辺は、今はデイサービスの方も前向きに、社協内で検討していただいている状況でございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員。

○12番（福澤倫治君） 確かに、利用者の体調だとか、いろいろ関係があるかと思いますが、できれば医師の診断の中で、できる方は2回くらいは入浴していただけて、また、3回は、要望があればしていただきたいということを願うわけでございます。また、今、私が質問した内容は、重度障がい児という限定はしておりますけれども、社協との協議が整ったら、重度障がい者まで幅を広げて、対応をしていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（三澤一男君） 福澤倫治議員の「障がいの入浴サービスについて」は終わります。

以上で、福澤倫治議員の質問は終了しました。

◇ 小 出 敏 裕 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位4番、小出敏裕議員の質問を行います。

小出敏裕議員、質問事項1「公共施設におけるバリアフリー化について」を質問してください。

小出敏裕議員。

（11番 小出敏裕君 登壇）

11番（小出敏裕君） 議席番号11番、小出敏裕でございます。よろしくお願いたします。

本日、2つの事項について質問をいたしますけれども、まずその前に、私個人のことについて、若干述べさせていただきます。

私は、難病で下腿部を切断をしております、右脚にも血行障がいがございます。それで、右脚の方には人工血管を入れて、何とか右脚は保っている状態でございます。で、長期間の移動には、非常に難儀をしていることでございます。

ここで私の事情を述べた理由というというのは、これから質問させていただきますところの障がい者、その理解をしていただきたいということでございます。どういうことかと言いますと、私自身はそれほど障がい強いほうではございませんけれども、

様子を皆さんがご覧になったときに、異常がないと考えられるのが非常に多いと思います。そのようなものですので、こういう者もいるんだよと、見たときにそれに対して障がいがあるかないかと、そういうことがわからないと何事も始まりませんので、その意味でちょっと述べさせていただきました。

それから、私自身が身体障がい者ということでもありますので、バリアフリーに関しましては、身体障がい者のバリアフリーという面が非常に強く出ると思いますので、その部分をご容赦いただきたいと思います。

前置きが長くなってしまいましたので、本題に入らせていただきます。私のバリアフリーに対する質問は、次の3点でございます。

その1つとして、山形村第5次総合計画後期基本計画等に書かれております身体・精神的なバリアフリー化の内容と具体的計画について、ひとつお聞かせいただきたい。

それと、平成28年に信州パーキング・パーミット制度が導入されまして、私は健常者がそのエリアを使って自由に利用しているという姿も結構見ております。以前、駐車している方に、ここは違いますよというふうに声をかけたときの答えが、空いているからいいだろうというものでありました。それについてのお考えを聞きたいと思っております。

それから3番目として、バリアフリー化を検討されるということですが、それに対する検討会、または検討するときに出席する方々について、健常者の方のほかに、障がいを持っていらっしゃる方がそこに参加するのかどうかと、それについてもご質問をさせていただきます。

以上3点について、よろしく申し上げます

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小出敏裕議員のご質問にお答えをいたします。

公共施設におけるバリアフリー化についてのご質問であります。1番目のご質問で「第5次山形村総合計画後期基本計画によると、障がい者の施策として、身体・精神等のバリアフリー化を図るとあるが、その内容と具体的計画についてのお考えを」ということでもあります。

公共施設におけるバリアフリー化の推進につきましては、総合計画後期基本計画と平成30年に策定した障害者計画において、公共施設に限らず、バリアフリー化の推進

について定めております。

公共施設ごとの個別の具体的な計画策定は現在ございませんが、今までの公共施設でのバリアフリーの取り組みとしては、障がいのある人にとって住みやすいまちづくりを進めるために、公共施設へのエレベーター・多目的トイレの設置、段差解消等の改修、聴覚障がい者のための窓口での手話通訳者の派遣、色や文字サイズ等に配慮したホームページの設定などの取り組みを行ってきました。

今後も、障がい者や高齢者の方が生活していく上で、障壁となり得るものを取り除けるよう、取り組んでいきたいと考えております。また、障がいや障がい者に対する理解を深め、精神的な障壁を取り除くために、広報啓発活動や相談体制の充実を図っていきたいと考えております。

2番目の質問でございますが、「平成28年から信州パーキング・パーミット制度が導入、認知されてはいる。しかし、実際の使用状況を見ると、健常者が頻繁に利用するなど問題が山積みしていると思うが、村長の考えは」ということでございますが、信州パーキング・パーミット制度、正式名称は「障がい者等用駐車場利用証」ということであります。公共施設や店舗などの施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用していただくため、障がい者・高齢者・妊産婦などに県内共通の利用証を県が交付する制度で、平成28年4月に始まっております。

この制度の取り組みには、一人ひとりの譲り合いの精神が欠かせませんが、全県的にも、議員ご指摘のように、健常者が当該駐車場区画に平然と駐車をしている現状であり、具体的な打開策はなかなか難しい状況であります。また、県では、制度開始より周知を進め、平成28年10月からは、各市町村の窓口においても利用証の交付ができるようになっております。駐車区画の適正利用についての周知を行い、マナーの向上を図ることが大切なことだと思いますし、本制度の利用促進に、行政としても務めてまいらなければいけないと考えております。

次に、3番目のご質問の「バリアフリー化の検討に際して、検討会のメンバーに障がい者（身体・知的・精神障がい者）が参加しているか。また、参加する予定はあるか」という部分でございますが、バリアフリー化の検討に際しては、総合的な障がい者施策を検討する障害者福祉計画作成の際に、身体障害者手帳をお持ちの方、知的障害者育成会、障害者総合相談支援センターの方などに参加をいただきました。今後も障がい者の方や関係団体などのご意見を伺いながら、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 今、村長から非常に細かいところまで話をいただいて、ありがとうございます。それで、先ほどの第5次の計画の中に、ノーマライゼーションという言葉が頻回に出てきておりますけれども、それについての周知と、住民の方たちへの説明はどのようにされているのか。つまり、一番最初に私が私の体のことを言ったように、要は共生をしないといけない。一目見ただけではわからないということがありますので、ノーマライゼーションというものがどういうものなのか、果たしてバリアフリーとノーマライゼーションは同じなのかということ、まず皆さんにも考えていただきたい。そのように思いますので、それについていかがでございましょうか。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 総合計画の中でも、障がい者支援というところで、ノーマライゼーションという言葉を使わせていただいております。県の障がい者プランでも、物理的なバリアフリーというよりは、心のバリアフリーというところも重きを置いて、今後、県でも、研修会ですとかそういう部分で、外見ではわからない内部障がいをお持ちの方も山形村にはたくさんいらっしゃいますので、そういう部分での理解を深めるための研修会等は、またあれば村民の方に周知させていただいたり、ホームページとか広報でも、障がい者の方ですとか高齢者の方も含めてですけれども、何かしら支援が必要な方ですとか、そういう方に対する啓発活動を行っていきたくと考えております。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 今の説明で、ありがとうございます。それでは、先ほど村長が相談窓口というお話をされていたのですけれども、山形村の中の相談窓口、簡単に言いますと、ボイスというもの、声ですね。それを聞くということで相談窓口があるということなのですが、それを障がい者の方たちがどの程度理解されて、どの程度活用されているかについて、お考えというか、ざっくりとしたもので結構ですので、お話ししたいと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 今、議員のおっしゃったボイスの関係は、松本圏域の相談支援センターになりますけれども、とりあえず当初の窓口は村の保健福祉センタ

一、いちいの里の障がい福祉担当がおりますので、そちらで受け付けております。アンケート調査等でボイス等の総合相談支援センターの認知度と言いますと、ちょっとすぐ数字は出ないのですが、まださほど周知が行き届いていないところがございます。相談件数についても、そちらの方にお願ひする人数、今は数字を持っておりませんので、また後ほどご報告するような形でよろしいでしょうか。申しわけありません。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。よろしいでしょうか。

○11番（小出敏裕君） はい、結構です。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 先ほどの中で、信州パーキング・パーミット制度の申請が、交付ということですよ。この村でもできるというお話だったのですが、実数を伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 現在、県と村で窓口でやっておりまして、今日の時点で102名の方、障がい者の方に限らず、妊産婦の方の申請を受理して、証明書をお出ししています。県内でも、村の中では比較的多いほうだという認識を持っております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 次に、実際にバリアフリーをされたという事例が先ほど村長から示されたところがございますけれども、私が見たところ、それはハードの面はやっていただいたと。足りない部分は確かにございます。でも、ハードはやった。それでは、役場の中の障がい者のトイレ、今は障がい者のトイレとは言わないですね。多目的トイレと言いますが、その中を閲覧になった方がいらっしゃれば、教えていただきたい。私が見た限り、あれは物置です。実際に見ていただきたい。あそこに座って用を足すわけですよ。そうすると、横の方から手すりが出ます。その手すりに物を掛けて、その横にバケツを置くという、そういう神経がはっきり言って私には理解できない。そういう方たちが、せっかくないい体位保持の計画を立てていただいているのですが、そこが申しわけございませんけれども、考慮してお願いをしたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 答弁は必要ですか。

○11番（小出敏裕君） そうですね。すみません、答弁は。私のあくまでも要望でござ

ざいますので、皆さん1回見ていただければと思いますので、お願いをしたいと思いますので、お話をさせていただきます。

もう1つよろしいですか。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） ついでに、私がこの村の中で見た、障がい者のバリアフリーというものについて、どんなものがあるのかだけ、お話しさせていただきます。

まず、1つですけれども、一番最初に感じたのが、この議会に上がってくるところの階段でございます。平成、何年でしたでしょうか。ここができたときには、あれが基準だと思うのですけれども、私が今、このように杖を持っていますけれども、どの程度高いかという、この部分だけが高いんです。大体、この上までのものがありますので、せめてこのくらい。ここからですね。このくらいにしていだけたら、すごくありがたいなと思います。そのほかにも、数え上げたら切りがありませんけれども、西側のスロープをせっかくつくっていただいたのですけれども、あれを冬場に車椅子で通られた方はいらっしゃいますか。とても上れるものではございません。何で、西側につくったのですか。そういうことです。朝日が当たったときに解けたほうがよいと思いますし、ドアが非常に大きくて、あけるのが大変でございます。そこら辺も、これから検討されるのであれば、考慮していただきたいなと思います。

それから、次ですけれども、平成30年の介護保険の、今回の障がい者と同時でございますので、改めての質問ではございますが、意見をお聞かせいただきたい。

○議長（三澤一男君） 1番に関連している事項ですか。

○11番（小出敏裕君） 介護保険の中とは若干違いますけれども、介護保険の内容が平成30年に変わりました、共生サービスというものが実際に始まっています。山形村でも、障がい者と健常者の共存サービスを、これから障がい者のために実施していくのかどうか。そういう意向があるのかどうかだけ、お聞かせいただければと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） この介護保険改正で、共生型サービスということで、概要で申しますと、障がい者の方が、基本的に65歳以上になられますと、介護保険のサービスが優先になります。現在、例えばデイサービスを使っている方が、今までは障がいサービスのデイサービスと呼ばれる生活介護という部分のサービスを使っていたものが、基本的に65歳で介護認定をとると、全く今までと縁のない介護保険の

デイサービスを使わなければいけないというところで、そういう部分では、今まで慣れた施設を使えるように、それぞれの障がいサービスの事業所と介護保険サービスの事業所のどちらかの指定をとってれば、例えば介護保険の事業所が、障がいサービスのそういうサービス提供をする事業所の指定を取りやすくするという制度でございます。ちょうど昨日、県の方から、各サービス事業所には、そういう共生型サービスの新規申請の受付の案内を出したというような通知をいただいております。あくまで各事業所の判断になりますけれども、その辺の周知については、村でも積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 要するに、今のところはそういうサービスということは、それほど考えていない。これから検討に入るということによろしいですか。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 周知はさせていただきますが、あくまでそちらのサービスをやる、やらないは事業所の判断になりますので、村からやってくださいという働きかけまでの、強制的なという言い方はちょっと不適切ですが、周知はしますけれども、その部分までというふうに考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 今のはわかりました。それで、先ほどと重複している内容なのですが、バリアフリーを検討するところに、私の方では障がい者の方も参加してくれというふうに述べたわけなのですが、その理由等についてちょっと述べさせていただきます。よろしいですか。

○議長（三澤一男君） 質問にかかりますか。

○11番（小出敏裕君） 先ほどの、若干違う部分も出てきますので、これであつたら、今度はじかにいろいろなことでできれば。これは、何で検討会に障がい者の方が出なくてはいけないかということなので、ちょっとだけお話しさせてください。

○議長（三澤一男君） はい。

○11番（小出敏裕君） バリアフリーをすることによって、一般の方たちは、健常者の方・障がい者の方が十分に活躍できるというふうにお考えかもしれませんが、それをすることによってADL、またはQOLが非常に落ちてしまうこともあります。

これは、例として、病院から退院されたおばあちゃんがいて、その方が自宅を病院で改修したほうがいいよということで、前に改修したわけなのですが、改修して2日目にその方は転倒してしまって、それで病院に逆戻りしてしまった。その理由は、その方はずっとそこで住んでいるものですので、どこに段差があって、どのように足を上げればいいのかというのはわかっていたのですが、何もなくなってしまいましたので、いつもの通りに上げたら、空中で足がすべってしまったということがありますので、そういう意味合いも込めまして、実際の障がいを持っている方もその会議に出席させていただきたいということでございます。

それから、最後になってしまうのですが、障害者計画、非常にいいものができておると私は思います。ただし、残念なことに、障害者計画の表、それからその中に障害者計画等策定委員会というのが一番最後にございますけれども、そこが何で障がい者が漢字なんですか。あの中に書いてあるのは、障がい者を理解するために、また、障がい者の方たちの気持ちを考慮して「がい」というひらがなを使うというふうに、見開きの中に明示されているわけです。それを、一番最初が何で「障害者」なのか。それだけちょっと残念だなという気がいたしました。ちょっと、そこら辺を考慮していただければよろしいかなと思いますので。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君）障がい者の方の「害」という表記でございますが、今、村の方の使い分けでは、一般的な用語的にはひらがなの「がい」という言葉、あと、条例等規則に定めてつくっている部分については、まだ、国の法律がひらがな表記はなっていないというような状況もございまして、逆に、適切かどうかだったのですが、その辺のしっかりした深い配慮もするべきだったかと思いますが、あくまで法律に基づいた用語でいくと、まだひらがな表記になっていない経過で、敢えて表と裏のこの策定委員会も要綱に沿って策定されている部分で、同様の表記を使った経過がございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） どうもありがとうございました。どういう経緯なのか、よくわかりました。

これで、第1問の「障がい者に対するバリアフリー化」の質問は終わらせていただきます。あと、場違いなところまで話が進んでしまって、内容もちょっと変な方向に

進んでしまったことを、この席でお詫びを申し上げます。

○議長（三澤一男君） はい。

小出敏裕議員、次に質問事項2「本村の介護保険制度について」を質問してください。

小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） それでは、第2の質問ということで、介護保険制度について質問させていただきます。

平成30年、本年ですけれども、介護保険第7期計画の改正年度になりまして、厚生労働省から様々な改正が出された。それで、4月からそれが実行に移されているのが今現在でございます。厚生労働省の推計データによると、社会保障費の増加というのは、これから最悪をたどっていく。それで2025年問題、これは平成37年後期高齢者、団塊の世代が後期高齢者を迎えたときにどうなるかと言いますと、とんでもない数字になります。社会保障費、全部で148兆9億円が予想されておりまして、介護保険はどの程度かということ、その中の19.8兆円ということが、これも驚異的なペースで伸びるということです。ですので、山形村において介護保険給付費はこれからも増加、村の財政に少なからず影響を及ぼすことは十分に懸念されるところでありますので、そこで次の3点について、質問させていただきます。

その1つとしまして、平成29年の山形村の高齢化率についてでございます。第7期高齢者福祉計画によりますと、27.3%、これは住民基本台帳ということで、ちゃんと表記がされていましたが、27.3%であります。山形村の第5次総合計画の中には、28.2%というふうに、違った数字が載っております。これについての説明を求めます。それからその上で、村内6地区ございますけれども、それについての高齢化率と、第7期の介護保険制度の施策について、山形村のお考えを伺いたい。

それから、第2は、介護保険料の改正時期でありまして、今度、介護保険の基準額が5,990円ということが示されましたけれども、これについて、どのような計算を使われているのかということ。それから、今後の介護保険料は、どのように推移することが予測されるのかというところを、まずお聞かせいただきたい。

それで、3点目ですけれども、団塊の世代が、2025年に後期高齢者に全員なるとすると、厚生労働省では470万人と予測しております。それをざっくりと計算しますと、山形村におきましては、約350の方が何らかの認知機能の低下を来し

ているということが予測されるわけですので、それについて、これからどのように対策を練っていけばいいのか。その3点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） ただ今の質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 小出敏裕議員の2番目のご質問でございますが、本村の介護保険制度についてであります。1番目のご質問の、平成29年度における本村の高齢化率は、27.3%であるが、村内6地区ごとの高齢化率及び第7期介護保険制度の施策を示していただきたいということであります。平成29年10月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口により算出した高齢化率であります。上大池区が30.1%、中大池区が26.6%、小坂区が27.1%、下大池区が22.0%、上竹田区が26.3%、下竹田区が30.1%でございます。

次のご質問の、第7期介護保険計画内の主要施策についてであります。健康で安心して暮らせる村を基本理念としております。介護保険の適正運営や、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、日常生活の支援を確保する地域包括ケアシステムを重点施策として、地域包括支援センターを中心に推進しております。また、介護予防の推進、認知症高齢者対策の推進、在宅医療、介護連携の推進、高齢者社会参加や家庭への支援などを主要施策として取り組んで行いたいと考えております。

2番目の質問であります。平成30年度第1号保険者介護保険基準額5,990円についての算出基準を示していただきたいということでもありますし、また、今後の介護保険料の動向についても考えをとということでございます。市町村の介護保険事業を支援するための情報システムであります地域包括ケア、見える化システムを活用しました。このシステムは厚生労働省より示されており、山形村も含め全国ほとんどの市町村がこのシステムを利用して保険料の算出を行っております。過去の実績数値を基に、平成30年から平成32年度における各年度の第1号被保険者・要支援者・要介護認定者数・各種介護サービスの見込み量を推計し、介護保険料を算出し、基準額を決定いたしました。今後の介護保険料の動向であります。高齢者の増加に伴う介護保険サービス利用者及び介護サービス給付費の増加が予想され、介護保険料の増額が懸念されるところであります。

3番目のご質問の、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年、2025年であり

ますが、認知機能が低下した高齢者は全国で470万人と推定されております。単純に計算すると、本村においては350人と推計されるが、その対策についてというご質問であります。2015年に認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを国が策定し、認知症になっても住み続けられるよう、早期対策に主眼を置いた施策を行っております。具体的には、認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応への支援や、認知症地域支援推進委員を配置し、相談体制の強化を行っております。そのほかにも、認知症サポーター養成講座や、認知症の家族の方が集い、相談する場としてオレンジカフェを開催するなどの取り組みを行っている状況でございます。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） まず最初に私の質問した1番目の問題なのですが、高齢化率、それについて先ほども私が述べましたが、27.3%というのが住民基本台帳から。それと、もう1つの方で、第5次の方では28.2%ということで、そこに乖離が生じているのですけれども、その理由等をまずお示しいただきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 議員のご質問の、高齢化率の差異があるということで、大変わかりづらくて申しわけありません。介護保険計画の高齢化率については、議員ご指摘のとおり、住民基本台帳ベースにてやっております。総合計画の関係の数字についても、保健福祉課の方で情報提供をさせていただいた経過もございますので、私の方で、総務課にかわりまして答弁させていただきます。

こちらの方は、長野県で出しております県内の高齢化率の状況についてというのに基づいて、28.2%という数字を出しておりますが、こちらの数字につきましては、平成27年の国勢調査に、毎月、人口移動調査というものを長野県の情報政策課でやっておりますが、国勢調査時点の人口に、住民移動、転入、転出、死亡等のあった人数を積み上げながら出した数字になりますので、介護保険計画で示しておる実際の第1号被保険者の人数、保険料の徴収等にかかる住基台帳の高齢化率とは違いがございます。

以上です。

（サイレン鳴る）

○議長（三澤一男君） 一旦、質問をとめてください。

小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 今、細かく説明していただいております。

ただ、残念だとは思いますが、今の計画をつくられたところが2カ所等で、実際にそのすり合わせ等が行われなかったのかなと。だから、縦割りは結構なことなのですが、必要なものについては横でも話をして、連携を密にさせていただきたいと思います。それから、出典の先ですね。どうしてもデータが出ますと、データは生きていますので、どこから持ってきたのということが必ず必要になりますので、それについて、どこかに書いていただければよろしかったかなと思います。

それで、最初の一部の質問の中の、地区ごとのものということで、先ほどデータを示していただきました。これについて、どうしてそのようにしているのかと言いますと、山形村ではなくて大変恐縮なのですが、私が塩尻市についてデータを調査して出したときに、過疎化が進んでいる北小野ですとか、西の方の檜川、それから贛川の地域で、これは高齢化率ははるかに40何%、場合によっては45%以上超えているんです。ところが、住民の流入の多いところ、例えば広丘の吉田という地区は20.4%しかない。そうすると、そこに係るサービスの内容だとか質も全部違ってきますので、それについて、もしかして同じようなデータであれば、それを変えなくてはいけないのかな、考え方はどうなのかな、というのを質問したいと思ったのですが、幸いなことに大体予想に反して同じぐらいだったものですので、では今の計画のまま、推進していただければいいかなと思います。

それから、先ほどの中で2番目の質問として、介護保険。これは第1号被保険者なのですが、その介護保険料の基準額が、「見える化」ということで実際にされているということで、私はそのシステムを使ったことがないのですが、単純に計算しますと、65歳以上の方がこれから3年間でサービスを受けるところの予測値を65歳以上の人口で単純に割ったというのが、一般的な説明になっております。そうすると、5,990円というのが、果たして適正なのかどうかということもお聞かせいただきたい。それで、330円、前回よりも上がっています。上昇率5.8%でありますので、それについてどうか。長野県の順位としては、上昇率26位です。全部で63保険者がある中で、26位の上昇率ですので、そこら辺をちょっとお聞かせいただければなと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 保険料の算定につきましては、村長の答弁どおり、いろいろな諸係数を考慮して数字を設定させていただいて、適正かどうかという判断は、

あくまで今回の計画も国の「見える化」に基づいてやっておりますので、設定させていただいて皆さんにご負担が増えている部分もありますが、事務局的には適正な保険料の算定ができたと認識をしております。上昇率につきましても、今回は330円ということですが、前回は880円ということで、県内でも9番目に高い率ということで、そういう部分では、前回よりも上昇率は抑えられるような対応を、3年間でできたのではないかとすることは、今、思っております。以上です。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 今の中の、介護保険料の算定の中に、調整交付金という話があると思うのですが、それについては、実際にいかがなのでございましょう。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 調整交付金の関係ですが、国庫補助金の関係になります。国保にもあったかと思うのですけれども、各市町村の事情によって、通常为国庫補助金の補助率、負担率、20%か30%では賄えない部分を各市町村の状況に応じて加算なり減算して支給する類のものです。

山形村は、基準額が5%という形になっておりますけれども、山形村は昨年度でいきますと約2.3%、本来5%いただける部分が2.7%ほど少ないという状況です。少ない状況につきましては、全国的な平均よりも保険料段階を付加させていただく際の所得構成が高額の方が多いですとか、高齢化率が低いですとか、人口の割に認定者が少ないとか、給付費が少ないとか、もろもろの複雑な諸計算がありますので、概要的には調整交付金はそういうことで計算をして、山形村基準値より今は以下の状況になっております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 今の説明で十分わかりましたけれども、どの程度かと言いますと、私が調べた限りでございませうけれども、後期高齢者の数が少なければいい。それから、後期高齢者の方たちの収入が多ければ、基準交付金というものは下がっていくという認識なのですけれども、ではどの程度かと言いますと、長野県の中、77市町村ある中で、山形村は高齢化率が下から2番目でございます。そのくらい、非常によく、これは非常によいことなのですけれども、私の感覚としてはやはり5,990円は高いかなと思います。これはなかなか難しい問題なのですけれども、介護保険を今回据え置いた保険者は14事業者だと思います。

それから、引き下げたところが4保険者だと思っているのですけれども、そういうことが現実にあるわけです。その保険者に、私の方からちょっとだけ問い合わせをさせていただいたところ、ある保険者さんは介護支払準備基金というもの、これは確か山形村の中の予算の中にも出てくる言葉ですけれども、私の記憶がちょっと定かではないものですので、ここで数字を言って間違ったら申しわけないのですが、たしか3億幾らぐらいだったと記憶しております。それが、余剰金をそこに積み立てていくということで、今回については、そこから3,000万円を拠出しました、取り崩して、それで据え置きましたという。また、下がったところも同じように、それを使ったことによって下げましたという回答をいただいております。それで、山形村として支払準備基金の拡充、そういうことを拡充と言ったらいいのかわかりませんが、それを余剰金として、その中に計上するだけのものがあるのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 介護保険の支払準備基金のご質問ですけれども、現在、山形村での基金残高が約2,600万円ほどあります。毎年の計画、3年に1回の部分については、その基金をすべて取り崩すということで計算をして、若干、お1人の単価的にはさほど大きくはないですが、保険料の抑制をそちらで行っております。こちらの基金の取り扱いの方法は、毎年の決算で、収入から支出を差し引いた繰越金の2分の1を基金に積むということで、法律等で決まっておりますので、それに基づいて、収入が多くて給付金等が削減できれば基金が積めて、次回の介護保険計画策定の際にその基金を充当できるので、保険料の上昇を抑制できるというような扱いになっております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 大変、丁寧な説明でありがとうございます。よくわかりました。

もう1点なのですけれども、これから市町村の負担、これは介護予防・日常生活支援総合事業、一般的に総合事業と言われているのですけれども、それが入ることによって、結構、村の方の支出が増えてきてしまうという側面がございます。そうすると、それが介護保険でもって支払われるわけですので、特別会計で全部処理をされる。そうであるならば、例えばその部分が介護保険を使わないいろいろなサービス、先

ほど村長に示していただきましたけれども、サロンがありますとか、それからいきいきの教室があります、運動をします、そういうものがありましたので、そちらの方に重きを置いて、それを一般会計で用をなすところがございますので、そうすると、実際にこれから先を見込んだ見込み額を抑えることができるのではないかなと考えます。それについて、いかがでしょう。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 議員のおっしゃるとおり、介護予防日常生活支援総合事業、俗に言う総合事業というものを、平成29年度から山形村で本格的に取り組んでおります。特に、要支援1・2の方のデイサービスですとか訪問介護の関係が、介護保険給付からそちらの総合事業に移ったということで、若干、補助率の変更はございますけれども、ある程度そちらの方も、劇的に増えたという印象は今のところ持っておりません。今は重度化を予防ということで、介護予防に力を入れた事業、認知症カフェ、オレンジカフェですとか、いろいろな介護予防教室をやっておりますが、事務方としては、基本的には補助事業として国とか県の補助をできるだけいただく方向で、一般会計からの持ち出しも結局税金でいただいている部分になりますので、できるだけ経費的には、特定財源で言います国ですとか県の助成をもらうような方向で、様々な教室をしております。はまらないものについては、当然、一般会計の方で財源措置をしていただきますが、その辺のバランスを考えて、事業を今、取り組んでいる状況です。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） どうもありがとうございました。

それで、次に3番目の最後の質問のところの認知症高齢者についてですけれども、以前、会議のところに私が出させていただいたときに、GPSですとか、それから有線放送を使った徘徊をした認知症の高齢者についての取り組みをお話いただいたように記憶しているのですけれども、それについての質問になります。

確かに年間に徘徊をする方がどの程度いるかというのは把握できていないと思うんです。去年でしたか、お1人どこかに行かれてしまったということで、有線で私聞いたのですけれども、その程度だと思っております。それで、私の体験したところだと、塩尻の大門から2時間ぐらいで、善知鳥峠を越えて辰野町まで行かれた高齢者の方がいまして、幸いにその方は、知っている方がその先におられたものですので、こ

ちらの方に連絡が来て、伊那の警察から連絡が来たのですけれども、そのくらいに認知症の高齢者、特に徘徊する方たちというのはあつという間に行ってしまうのです。ですので、そんなに頻度が高くないからいいだろうではなくて、出てしまったときにどうするのかということ、まず考えていただきたいと思うのですが、それはこれから村としてどのようにお考えなのか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 認知症疾患だけではなく、精神的な部分ですとかそういう部分で、若干、徘徊という言葉が適切かどうか、外に出て迷ってしまってお家に帰れなくなるような方が、年に1、2回いらっしゃいます。通常は、ご家族から村の方にご連絡が来て、警察署等に相談したり、必要なら消防団に捜索していただいたり、まずは全村放送をかけさせていただいておりますけれども、今年の事例ですと、まず全村放送したところ、幸いすぐ見つかったというところがありますけれども、そのほかにも、今、山形村で取り扱っている防災メールの方で、台風や地震が来たときのメールにでも、行方不明者の関係のメールを配信する用意があるということで、総務課に伺っています。現在、600人ほど登録がいらっしゃいますが、まだそこまでの運用が、幸いなことに山形村ではございませんけれども、一応、そういうツールについても、今後必要なら使用をしていきたいと考えています。また、どうしてもそのように帰る家がわからないような方については、やはり地域の見守り、皆さんの気づきがとても大事な部分になると思いますので、認知症サポーター養成講座等を開催したり、そういう部分での啓発もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 先ほどの話の中で、防災メールを使ったということで、非常にいい取り組みだとは思いますが。

これは、もう10年以上になりますか。松本市のくるくるネットというものがあります。それで、各事業所、これは介護の事業所、医療の事業所、両方がございますけれども、そちらの方にメール配信されて、そうすると送迎に行ったとか、そういうときに職員の方が気づきができる、そういうシステムをもう入れている市町村がございますので、ぜひとも防災メールを使ったこと、近ごろ、私は違うのですけれども、幸いなことに、皆さんスマホとかを持っていらして、すぐにどんどん情報が入ります。ですから、そういうものの活用等を使って、少しでも不幸な帰結にならないように、

結末が不幸にならないように取り組んでいただきたいと思います。

それから、見守りサポーターということですがけれども、先ほどの説明の中で、住民がその方たちを十分に理解して、どういう方がそこに住んでいらっしゃるのか。だからこうなんだよ、ということが、これは一番最初に述べさせていただきました障がい者の中でも一緒です。そのために、国土交通省がこういう本を出しております。これは、ご存じだと思いますけれども、「コミュニケーションハンドブック」という、国土交通省から、こんな分厚いもので、障がい者のためのものがありますので、こういうもので、どのような声かけをしたらいいのか、困っている方の行動心理はどうなのかということをお勉強していきたいなど、私自身も含めてそのように思っている次第でございます。

それと、もう1点ですがけれども、大牟田市の実例なのですけれども、その市の取り組み、これは村の取り組みとは自治体の規模が違うものですので、はっきりそういうことはわからないのですけれども、どのようなことをやっているかという、認知症の方に対して、その役を、役者さんみたいなものがコースが決まっていって行くわけです。実際に模擬徘徊をするわけです。そうすると、そこにいる住民の方たちが、いろいろな講習会に出たりなどする人達ですけれども、その方たちが、場所がわからない。それでもって、追跡をしたり声かけをしたりという模擬をしているという事例もございまして、それがこの村に合うかどうかというのは、甚だ疑問ではございましてけれども、山形村としての何とかのアクションを起こしていただければいいかなと考えておりますけれども、それについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 認知症疾患の方も、家族の方も、住み慣れた地域で幸せに暮らしていただけるような手助けを引き続きできるように、様々な施策について対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三澤一男君） 小出敏裕議員。

○11番（小出敏裕君） 先ほどの中で、GPSを使って行方の対策ということをお私が一番最初に言わせていただきましたけれども、GPSを使って、行方不明者のセーフティーネット、ですから、メールを使った配信も全部含めて、そういうものが行方不明者のセーフティーネットにならないような施策を、ぜひとも検討していただきたいと思います。今後、認知症の高齢者というのは、増加の一途をたどるというのは明らか

かなことでございます。2025年問題の470万人、これは極端な数字なのですが、けれども、そういうふうになったときに、これから単身の高齢者ですとか、老老世帯の高齢者というのが増えてきます。ですので、周りでもっと、住民の方たちの協力を得ながら、山形村をつくり上げる。これが、介護保険ですとか、障がい者の中の命題だと私は考えておりますので、よろしくお願いをさせていただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三澤一男君） 以上で、小出敏裕議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。午後1時まで休憩をします。

休憩。

（午前11時50分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 大池俊子君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位5番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「保育園バスステップ故障の対応について」を質問してください。

大池俊子議員。

（2番 大池俊子 登壇）

○2番（大池俊子君） 議席番号2番、大池俊子です。今回は3つの問題についての質問をしたいと思います。

まず初めに「保育園バスステップ故障の対応について」。

保育園バスの1台のステップ部分に前年度より故障があると聞いていますが、修理が非常に遅れていました。これは6月4日時点で直ってきているようです。新年度も始まり、通園になれない小さな園児にとって、ステップの故障はケガや事故につながりかねません。保護者からも心配の声を聞いています。

そこで質問します。

1つ目に、ステップの故障はいつごろから起きていましたか。

2つ目に、修理申請はいつ出したのか。そして、修理の遅れの原因は何でしょうか。

3つ目に、故障バスに対しての保育園の対応は。添乗保育士や子どもに対する安全の確保などについての対応はどうだったでしょうか。

4つ目に、職員の危機管理についての意識についてはどのように考えているか。

以上を1回目の質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大池俊子議員の質問にお答えをいたします。「保育園バスステップ故障の対応について」というご質問であります。

1番目の質問でございます「ステップの故障はいつごろから起きているか」という件であります。今年の2月14日に運転を委託しておりますシルバー人材センターの運転手の方から報告があったと聞いております。

次に、2番目のご質問であります。「申請はいつ出したか。修理の遅れはなぜか」という件であります。年度末であり、予算などの諸事情で結果として修理の対応が大変遅れてしまったことは、大変申しわけないことだと反省をしております。

次に、3番目のご質問であります。「故障バスの保育園の対応は」についてであります。バスの修理に関しましては、2番目に申し上げましたとおり、大変遅れてしまったという結果でありました。大変申しわけないと感じております。これを機会に、保育園はもとより役場の公用車の安全運行に向けて、より徹底をしてみたいと考えております。

4番目のご質問の「職員の危機管理についての意識についてはどうか」という件についてであります。日常の業務の中で、それぞれの危機管理について、日ごろから適切な対応ができるよう心がけていくことが大切だと考えております。また、想定されるリスクを洗い出し、危機を事前に回避するためのリスク管理についても、危機管理上の1つの大切なことだと考えております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） それでは、①ですが、これが2月14日の時点でシルバーの方から報告されたということですが、公用車管理の総務課のほうへの申請を出したのはいつかというのをまずお聞きします。

○議長（三澤一男君） 宮澤保育園長。

○保育園長（宮澤寛徳君） 故障の後の対応ですけれども、2月14日に運転手の方から報告があり、とりあえず2月19日に整備業者に1回見ていただきました。その時点では原因がわからないということで、その後、2月28日から3月2日にかけて、詳細な点検を再び行っていただきました。その結果、原因が特定されまして、たしか3月4日ぐらいに総務課の担当のほうへ協議をしたという経過であります。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員

○2番（大池俊子君） 今お聞きしたのは、3月4日に総務課のほうへということですが、その結果がどうなったかということと、それから5月で直ってきたのが6月ということと、その遅れというのは、この質問の中でも言いましたが、新年度に入って2カ月も経っているわけですが、2カ月間にどういう対応をされたのかということと、もう1つは3番目の質問で、園児に対する配慮をどのような形でされたかをお聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 宮澤保育園長。

○保育園長（宮澤寛徳君） まず3月4日に見積もり等をいただきまして、総務課と協議いたしまして、年度末ということもありまして、既に3月の補正予算等も過ぎていくということで、29年度の修繕の対応は難しいという話になりました。新年度になりまして対応すれば大丈夫ですよということで、4月に入りまして、たしか上旬ぐらいだったと思うのですけれども、整備業者のほうと修理の日程等について打ち合わせを始めましたが、途中、整備業者とのやりとり等が途切れる場面もありまして、結果的にこういったことになってしまいました。これにつきましては、私のほうの対応の遅れだと思っております。大変申しわけありませんでした。

それから、故障期間の対応ですけれども、故障の原因が、このバスはドアとステップが連動するような形になっておりまして、あとは安全装置としてドアとステップが出ているときには車が動かないようにアクセルをロックするような機能がついています。ですので、全体的なコントロールの部分、結果的にはそれをコントロールするコンピュータが破損していたということで、そちらの修理という形になりました。

ですので、故障の期間中、ステップは使わないようにして、添乗する保育士が園児に手を貸してあげたり、小さな子に関しましては抱きかかえるような形で乗り降りを手伝うようにいたしまして、園児の安全に関しましては配慮するような形をとらせていただきました。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員

○2番（大池俊子君） 見積もりをとってもらって、途中、途切れてしまったと言われたのですが、新年度に新しい乳幼児や園児が入る中でのなれないところでの乗車ですので、もっと緊張感がなければだめだと思います。

やはり修理するところは早く修理して、昨年度、29年度の予算の関係で遅れたと言われたのですが、この危険性を考えたら、早急に、予算はどこかから流用してやるべきではなかったかと思うのですが、その点はどのように考えているでしょう。

それから、修理するのに金額はどのぐらいかかったか、わかったらお願いします。

○議長（三澤一男君） 宮澤保育園長。

○保育園長（宮澤寛徳君） おっしゃるとおりだと思います。ただ、園児の安全に関しましては、実は1年前にもステップが出ないという故障があったのですが、そのときには早期に対応ができて、すぐ通常どおり運行することができたのですが、そのときにも添乗する保育士、また保護者の方にも協力いただきまして、ステップがなくても園児が安全に乗り降りできるような対応がとれていたものですから、その点につきましては今年度も、こういったことになってしまったのですけれども、そういった対応をして、園児の安全には配慮させていただきました。

それから、修理費用につきましては、恐らく10万円ぐらいだったかと思います。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員

○2番（大池俊子君） 10万円で予算がないといって遅れてしまったのは、考えたら重大なことだと私自身としては感じます。子どもたち、まだまだ抵抗とか運動神経も発達していない子どもたちの乗り降りには、やはり最善の配慮が必要だったかと思えますので、もっと緊張感を持ってぜひやってほしいと思います。

先ほど4つ目の問題で、リスク管理についてこれからやっていくと村長が言われたのですが、具体的にはどのようにやっていくのかをお願いします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 保育園に限らずという質問だと思いますけれども、例えば災害などについての対応などは、ある程度、マニュアルと申しますか、そういう計画ができていますけれども、それ以外のこういった災害以外のリスクと申しますか、事故等でございますけれども、そういったものについては、日ごろの仕事をしていく上で、日々、何回か起こることですので、そういったものをデータ化するとかパターン化して、それぞれの職場で対応を考えていく。そういうことだと思っております。

それにはやはり、日ごろから組織の中で横の連携であったり、話し合いが持たれているということも大切でありますし、危機に対して、組織としてチームとしてどう対応するか、そういった話し合いも日ごろから持つことが大切かと考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員

○2番（大池俊子君） これではこの件については終わりにしたいと思いますが、やはりステップの故障という、かかった費用としては10万円足らずのことなのですが、やはりこれは保育園だけのことではなくて、その上に立つ支援課、また教育委員会などのところまで、みんなの共有的な意識として、先ほど村長が言われましたように、チームの中でちゃんと意識を高めていくというのをやってほしいと思います。

子育て支援課全体としての捉え方としては、どのように捉えていたかをお聞きして、一応、直って来て、何事もなく済んだので、その点はよかったと思いますが、二度とこのようなことがないようにということで、最後にそれをお聞きしてこの問題を終わりにしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） やはり日常管理を徹底して、その中で支障があるものは早期に修繕等で対応するというのが一般的に必要なことだと思います。情報を共有するというところまではちょっと行っていなかったものですから、それが反省として、日常点検、支障があれば情報を上げて対策をとるということで対応していきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員、1番はよろしいですか。

○2番（大池俊子君） はい。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員、次に質問事項2「なろう原霊園に『合葬式墳墓』などの創設を」についてを質問してください。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） それでは2つ目の質問の「なろう原霊園に『合葬式墳墓』などの創設を」ということで質問したいと思います。この質問は、平成26年の第3回、平成27年の第2回定例会の一般質問の中で私が取り上げています。また、昨年29年の第4回一般質問の中で、増澤前議員も出しています。

以前にも増して「合葬式墳墓」などの要望は切実なものとなっています。

平成27年の答弁の中で、前の村長ですが「住民ニーズが今どうなっているか、ア

ンケートをとりながらということは大事かと思しますので、いずれやりたいと思います」と答えています。また、増澤前議員の中でも「今後、何らかの合葬墓の検討が必要な時期になっている」と現村長の本庄村長が答えています。

塩尻では、アンケートをとり、合葬墓地をつくりました。松本市は昨年、中山霊園に樹木葬を取り入れています。また、安曇野市でも合葬墓をつくり、今年の4月から募集を始め、6月にはまだアンケートに答えていない方の分も含めて広げているようです。

そこで質問します。

合葬墓などについて、アンケートをとってはどうか。そして、

2つ目には、合葬墓について、お墓についてなのですが、懇談会などを開いてはどうか。

3つ目として、合葬式墳墓や樹木式のものなどをつくってほしいと思いますが、どうでしょうか。

これで第1回目の質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問になります。「なろう原霊園の合葬式墳墓などの創設を」のご質問にお答えを申し上げます。

最初の質問にございました「合葬墓などについて、アンケートをとってはどうか」という件でございます。平成27年第2回定例会でご質問をいただいた際には、住民ニーズがどのように変化しているかを知るためにアンケートをとりながらということが大切かと思われるので、いずれやりたいというと同時に、アンケートの捉え方と分析が難しいことから、時間をかけて慎重にと答えをしております。

これはなろう原霊園建設に向けて、平成元年から平成15年にかけて4回のアンケートを実施した結果、墓地の購入を約280世帯が希望されていましたが、その後、実際に使用申請をされたのは平成26年末で157区画にとどまっている状況でございます。霊園の個人区画の残数の減少と、時代の変化に伴い、近隣の市では合葬墓の供用が開始されており、皆さんの関心が高まっていることは承知しているところであります。

一方で、遺骨の埋葬については、人生最期のまとめであり、日本に従来からある墓

の文化など、デリケートな要素もありますので、既に墓地をお持ちの方を含めて、日ごろから家族や親戚の皆さんで家族の歴史と墓地などの祭祀の継承についても相談をしておくことが大切だと考えております。

次に、2番目のご質問の「合葬墓について懇談会を開いてはどうか」という件であります。これまでも合葬墓の要望のある方から、個人的に合葬墓を希望するに至った理由や、家族の事情を伺うことや、団体との懇談会の場で意見をお聞きするなどしてまいりましたので、今後も引き続き同様に考えております。また、地元の寺院に墓地をお持ちの方も多くいることから、今後の方向性を考える上で、話を伺いながら参考にさせていただきたいと考えております。

次に、3番目のご質問の「合葬式墳墓をつくってはどうか」というご質問でございます。山形村での合葬墓の対象となる方につきましては、宗教的な理由から村内寺院への墓石建立が困難な方、村外の実家等の墓地確保が困難である方、村外からの転入で村の親戚地縁者等による共同墓地への墓石建立が困難な方、また経済的な理由により個別墓地を取得できない方などがあると考えられますが、今後、総合的に検討していく必要があると考えております。先行している近隣の市の合葬墓の使用状況や各村についても動向を注視しながら、今後精査した上で方向性を考えてまいりたいと思います。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 2回目の質問に入りたいと思います。29年4回目の増澤前議員の質問に対して、本庄村長がかなり答えられているのですが、やはり最近は特に合葬墓とか共同、個別に持てない人たちが増える中で、要求が深まってきていると思います。安曇野市も昨年までにつくっていて、今年から募集を始めたか、塩尻としても27年度にアンケートをとりながら、このアンケートも初めに何年か前にとったのとは要求が変わってきていて、また取り直して、それから始めたということです。

松本の樹木葬については、昨年始めたばかりです。それもやはり住民の方の要求があって、やむを得ず進んできた問題だと思います。特に松本の樹木葬は、29年度に始めて、72体の要望があったと聞きました。金額もどこも大体同じぐらいで、個別埋葬は15万円ぐらいです。例えば塩尻市内に住所があっても、住んでいなくて戸籍があるという方は、戸籍がなければ入れない状態になっていますが、18万7,500円とか、金額的には多少のずれはあっても大体同じぐらいになっています。共同埋葬は大体20年ぐらい個別にしているけれども、後は共同のほうへ移すという形でやられているようです。

この点から見ても、増澤前議員の質問には早急に必要な時期になっているという返事だったのですが、もう早急に始めてもらいたい。やはり年を取るにつれて病気になったり、家族環境も変わってくる中で、今回の選挙の中でもいろいろな方から聞いていて、そういう要求がだんだんふえてくるような状態ですので、早急に検討を始めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 議員から今、お話がありましたとおり、霊園の管理につきましては何回かご質問をいただいております。

増澤前議員のご質問の際にも、まずもってご説明申し上げたのが、近隣の市で合葬墓が始まったきっかけというのがありまして、それは個別区画がいずれも残数が少なくなり、新たな個別区画はこういった時代の中で新たに土地を取得して、個別の区画を設けるのは非常に難しいという背景もあって、その中で最近の考え方としての合葬墓というのを設けたという点が山形村とは大きく違うという点であります。毎年度、決算の折になろう原の状況をご報告申し上げておりますが、山形村の場合はまだ十分に個別区画が残されているという、そういった霊園全体の管理を考えた中で、従来からも誠に慎重に判断をしていきたいというような理事者の考え方があったかと思えます。

それから、アンケートにつきましても、それぞれ合葬墓等を行う際には、松本市はもともとそこを持っていらした前身の所有者である奉賛会のほうで、既にシンボルタワーを建設していたという事情がありますので、若干異なりますけれども、塩尻市、安曇野市におきましては既に個別の区画を所有されている、その方たちにも、一般市民ではなく特定の方に対してアンケートを行って、合葬墓を含めた今後の墓地の管理についてのアンケートを実施したと伺っておりますので、まずは山形と近隣市村の状況が異なるという点にご配慮いただきたいということと、先ほど村長の答弁にもありましたけれども、遺骨の問題というのはその方の人生の最後の問題なものですから、丁寧に扱っていきたいという、まずもう少し話し合うというワンステップがあってもいいのではないかという、そういった考えに基づいております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 違う市、安曇野市や塩尻市もいっぱいになってしまっていて合葬墓になったようですが、全然条件は違うと思いますが、実際に山形村でなろう原墓地ができて10年目で、初めのアンケートの結果とは裏腹に、まだ160何区画しか売れていなくて、しかも1年に1件ぐらいずつは返納があるという状況で、まだ全体の

500区画からいったら3割強ぐらいでとどまってしまっているという状況から見て、やはり住民ニーズがだんだん変わってきているというところを見ていかないと、さっき、慎重にと言われたのですが、慎重にされるのは当然だと思うのだけれども、慎重にされながらも前へ押し進めないと住民の方の要求はかなえられないのではないかと思います。

そういう点から見ても、とりあえず話し合いとか、住民ニーズをもう一度聞き直す。そこを早急に始めてもいいと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） この合葬墓の件につきましては、先ほども答弁の中で少し触れさせてもらったのですが、山形に3寺院がございますけれども、それぞれのお寺さんでもまだ墓地の余裕があるところもございます。

それと、合葬墓というものの位置づけを、宗教色をなくした無宗教のものにしていくのか、それとも山形村で多く葬儀にかかわっております、それぞれの檀家のシステムの中で合葬墓というものを維持していくか、それはなかなか難しい問題でありますし、今、意識の変化の話も出ておりましたが、やはり時代とともに、今、お寺自体も墓じまいというような、お墓自体が管理できないということになっているのが全国でも見受けられるというか、そういった傾向がこれから始まると。

そういった中でありますので、合葬墓というものを、まず1つはお寺さん絡みの宗教色を持ったものにしていくのか、先ほどの樹木葬などはそうだと思いますが、無宗教のものにしていくのか。また、行政がどうかかわるか。これは行政がかかわるといいう意味は、ある面、それぞれの寺院の仕事であります葬儀というか埋葬の仕事にかかわることでもありますので、そういったことも考えた中で判断をしなければいけない問題だと思います。

アンケートがいい方法かどうかにつきましても、アンケートを何回も行っている経過もありますし、どういった方法がいいか、村民のニーズをどうつかむかということになると思いますが、アンケートに限らず、どんな意見があるかは吸い上げて、今年度中にどうこうということも難しいと思いますが、なろう原公園全体、余っている墓地もありますので、それを10年、20年後どうするかというところも想定しながら考えていきたいと思えます。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 今年度どうするというあれではないと言われたのですが、今、

葬式のあり方も昔とは全然変わってきていますし、寺院もあって、無宗教の方もたくさん増えていると思います。そういう中で、やはり早い時期に一步を出始めないと、この問題は何回質問しても前へ進んで行かない状態にあるのが今だと思いますけれども、そういう点で、行政でやる場合は宗教抜きにしてやっている感じですが、そういう点も含めての第一歩を進めるという点で早急にやってほしいと思いますが、その点ではどうでしょうか。

それからもう1つ、お墓で身寄りのない方とか行きずりの方とか、今、2体が入っているという、なろう原の一番上にあるのですが、この前の質問でそこが20体ぐらい入ると言われたのですが、そういうところも工夫しながらやれば、樹木葬は例えば中山霊園だと桜の木を植えてその下に何体か埋められるようにしてあるようですが、工夫すれば、やる気があれば、一步進めるというふうに考えています。その点でも、すぐ合葬墓にするとか、樹木葬のための木を植えるとか、そこへ行くまでの第一歩を早い時期に進めてほしいと思います。村長、来年とか、いずれかではなくて、そういう考えがあるかどうかをお聞きします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 重ねての質問でございますが、私自身も合葬墓に対しての知識があまりありませんので、イメージがなかなか湧かないわけですが、具体的に合葬墓をつくっていただきたいという方がいるようでありますので、ぜひその方の話を伺って、どういうものをイメージしているか、それをまず伺ってみたいと思いますので、その件についてはそんなことで、個別に話を伺って、どんなことが考えられるか、行政の立場としてまた考えたいと思います。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） この質問についてはまず第一歩を踏み出してもらって、そこからいろいろな構想を広げていってほしいということで、そこから発展して、樹木葬とか合葬墓というところに展開していくと思いますので、期待をもちましてこの質問はこれまでにします。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。次に、質問事項3「子どもの医療費窓口無料化を高校卒業まで、障がい者まで広げて」について質問してください。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） それでは3番目の質問をしたいと思います。「子どもの医療費窓口無料化を高校卒業まで、障がい者まで広げて」ということで、この8月5日より

ようやく中学校卒業までの医療費無料化が実施されます。窓口無料化は県内77市町村のうち54市町村が高校卒業までとする独自の取り組みが進んでいます。

その中でも、7町村、長和町、原村、中川村、宮田村、天龍村、栄村は、1レセプト当たり500円の受給者負担金も窓口無料化を実施する予定になっています。子どもの医療費無料化は、子どもを持つ親の長年の要望でもありました。

そこで質問します。山形村でも子どもの医療費窓口無料化を高校卒業まで広げてほしいが、どうでしょうか。

2つ目に、障がい者は今、抜かされていますが、障がい者の福祉医療の窓口無料化についても行ってほしいと思いますが、どうでしょうか。

3つ目に、受給者負担金の500円についても、この窓口無料化にしてほしいと思いますが、どうでしょうか。これで第1回目の質問とします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 「子どもの医療費窓口無料化を高校生まで、障がい者まで広げて」というご質問でございますが、1番目のご質問の「山形村でも子どもの医療費無料化を高校生まで広げてはどうか」という件であります。

平成28年4月1日から山形村子ども医療給付金の対象は従来の中3年生に相当します。満15歳までから、満18歳到達後の3月31日までに引き上げを行い、現在に至っております。

今年度8月からの制度改正においては1レセプト500円の受給者負担金を除く受給者の立て替え分について、従来の自動給付方式から現物給付方式に変わることにより、中3年生相当までのお子さんの医療費の窓口での支払いは原則500円以内になりますので、従来に比較して負担が大きく軽減されることとなります。

ご質問では、窓口での支払いが原則500円以内になる現物給付方式の対象者を満18歳まで引き上げてはどうかということですが、山形村と同様、松本市、塩尻市、安曇野市、朝日村では満15歳までとなっていることで、医療機関の窓口での支払い事務の混乱が生じにくいと思われまふ。いずれにしても、長野県下で一斉に始まるのは8月からとなりますので、当面は制度が安定的に運営されるよう十分な対応をすることが大切だと考えております。

次に、2番目のご質問の「障がい者の福祉医療の窓口無料化について」であります

が、今回の現物給付方式の対象は子どもの医療費に限定されておりますので、障がい者の福祉医療費の給付につきましては、従来どおり、窓口で立て替え払いをしていただき、レセプトが確認できたのちに1レセプト500円を引いた立て替え分を自動的に給付することになります。

山形村においては、身体障がい者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者のいずれにおいても入院・通院ともに給付対象とし、所得制限を設けず対応をしておりますので、従来どおりの自動給付方式を維持することとしております。

次に、3番目の質問であります「受給者負担金の500円についても窓口無料化を」という件であります。長野県内では、現在のところ、受給者負担金なしとしているのは原村のみであります。今回の制度改正以前から、原村では福祉施策として行っていたようですが、それは医療機関の窓口での立て替え分の給付方式が自動給付方式ではなく、償還払い方式だったことによるものであります。

1レセプト500円を無料化するためには、相当の財源が必要であり、山形村としては制度改正後の医療費の伸びなどとともに、しばらくは様子を見たいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） この子どもの医療費の窓口無料化が長野県で8月より始まるということは、すごく画期的なことで、もともとが国から課せられていた国保のペナルティ分があるために、全国的にはかなり早く窓口無料化が進んでいて、厚労省の調査でも2016年4月時点で既に全国の9割を超える都道府県が県として現物給付窓口無料化を実施していたということです。そして、ペナルティ部分というのがネックになっていて、なかなか長野県では実施されなかったのですが、国のペナルティ部分の半分を県が持ってくれる、8,000万円のうちの4,100万円を県が負担するようになったということで、長野県でも急速に中学校までの窓口無料が進んできて、さらに高校生までというのが進んできています。

そういう点から見ても、先ほどこの8月1日からの現物給付が安定してきてから、様子を見ながらと言われたのですが、全体の流れを見てもやはり窓口無料現物給付というのが進む中で、山形でもぜひ後れをとらないように検討して行ってほしいと思います。この間、親御さんの中からも「なぜ中学まで窓口無料になって高校までならないか」という声も聞かれました。せっかく自動給付であれ無料化したのに、ぜひ高校生まで引き上げてほしいという声もたくさん聞いておりますので、8月1日から

の様子を見て、現物給付になって非常に皆さん喜ぶと思うのですが、様子を見ながらでも早い時期に高校生までの引き上げをしていってほしいと思います。村長の中にそういうお考えはありますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 18歳までにしてはどうかというご質問でございますが、今年度に関しましては15歳まで長野県下統一という、制度がちょうど移るときでございますので、それがどんな様子になるか、それが安定的に成功することをまずは見守っていく年かなと思っています。

18歳までの件につきましては、財源の問題もございますし、近隣の町村とのバランスの問題なども考えた上で、慎重に考えていきたいと思います。検討する1つの材料といいますか、候補には挙げておりますが、これからの課題だと思っています。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 障がい者の窓口無料化についても、やはり障がいのある方というのはいろいろな面で体調も崩しやすかったり、定期検診などでどうしても医療費がたくさん必要になっています。窓口で支払うというのも大変な家庭も、健常の方以上に多くあるということで、県のアンケートを見ましてもそういう声がいっぱい聞かれています。そういう点から見てもぜひ、子どもの医療費が15歳まで現物給付になったということに合わせて、障がいのある方に対しての窓口無料化もぜひ合わせて検討していってほしいと思います。

いろいろ調査する中で、やはり障がいのある方の窓口無料というのは県でもまだなかなか実施されていないようですが、子どもの医療費の15歳までの窓口無料化に合わせて十数村では研究を始めたということも聞いていますので、ぜひ山形村でもこれから早い時期にやっていってほしいと思いますが、どうでしょうか。

もう1つ、先ほどの受給者負担分の500円、これは医療機関がかわるごとに500円ずつ追加されるものですから、幾つかの医療機関にかかった場合は、その都度500円ずつ払わなければいけないという状況になっていますので、県でも7町村が無料化を実施されていることですので、山形村でもぜひ合わせて検討していってほしいと思います。その点について村長の考えをお聞きしまして、これでこの質問については終わりにします。

○議長（三澤一男君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 障がい者の関係ですが、議員おっしゃるように、まだ県

下ではそういったシステムといたしますか、支払い方式をとっているところはありませんで、今回の制度改正でも実務担当者が一番懸念するところは、実際支払いをする医療機関の窓口でさまざまな混乱等が生じないかどうかという、その点を一番心配しております。

そのために、昨年県のほうでは早々から各市町村がどういうルールで運営をするのかというのを全部一覧表として取りまとめて作成して、各医療機関に、この市町村のお子さんはこういう対応をしてくださいというマニュアルのようなもの、手引きを配布したところなのですが、実際には8月のレセプト分から対象になりますので、まずは本当に、スムーズなスタートを切ってほしいと願っているところです。

そこにさらに障がい者分ということになりますと、本当に、ちょっと現場では対応できないという感じを受けておりますし、それから当然、システムの改修等も必要になってきますので、今回のようにある程度全県的にといたしますか、統一性を持った動きにしていかないと、非常に難しい問題なのかなというところは感じております。ただ、本当に、県下の全市町村の動きには敏感に対応できるように情報は収集してまいりたいと思っています。

ちなみに、窓口の受給者負担の500円についてですが、昨年29年度の実績で、15歳までの子どもさんの受診件数、1レセプト件数でざっとした試算をしましたところ、425万円ほど必要という試算になりましたので、そのことも合わせてご報告しておきたいと思っております。

○議長（三澤一男君） 大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 終わりにしようと思ったのですが、やはり障がいのある方の窓口無料というのは全県でもなかなかできないところを見ると、やはりそれぞれが個々に状況が違ったりで大変だという状況はわかりますが、障がいのある方こそ窓口無料の要求があるのではないかと、自動給付になっているのですが、障がいのある方ほどやはりなるべく負担を少なくしてほしいという要求があると思っておりますので、村としても今後、高校卒業までという要求がありますが、それとあわせて研究しながら、要求にかなうような方向にやっていってほしいと思っております。これは要望で、終わります。

○議長（三澤一男君） 以上で大池俊子議員の質問は終了しました。

◇ 上 條 倫 司 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位 6 番、上條倫司議員の質問を行います。

上條倫司議員、質問事項 1 「あいさつについて」を質問してください。

上條倫司議員。

（3 番 上條倫司君 登壇）

○3 番（上條倫司君） 議席ナンバー 3、上條倫司。「あいさつについて」と「風食防止について」を質問したいと思います。

あいさつというものは「あなたの敵ではありませんよ」という意思表示とか、いろいろな意味合いがあるわけです。初めて会った人、いつも会っている人でも、「よろしくね」という、私もなかなか上手にあいさつができない場合がありますのですが、子どものときにあいさつを上手に身につけられればいいかなと思います。

昨日、夕方に清掃をしまして、中学生が通ったときに「こんにちは」と言ってくれたものですから、とてもいい気持ちになったと、そういうお話です。あいさつというのはとても大事な事かなと思います。

保育園、小学校、中学生とありますが、中学生になるとあいさつしてくれるということが増えてくるわけです。それと春先、小学校、保育園、園児や保護者が旗を持って交通安全でやってくれるのですが、ちゃんとあいさつしてくれる人もいますが、背中を向けている人もいたりして、大変残念だなと思います。

村の玄関である役場に、来庁者に対するマニュアルみたいなものがあるのか、受付者が心得ていることがあるのか、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 上條倫司議員のご質問にお答えいたします。「あいさつについて」というご質問でございますが、「来庁者に対するマニュアルがあるか、受付者が心がけていることは」ということであります。

来庁者に対する統一したマニュアルは特にはございません。来庁者に対し、あいさつをすることは、接客マナーの基本であると考えております。接客方法については、それぞれのケースにより臨機応変に対応することも必要であり、相手との信頼関係を築くため、また仕事をより合理的に行うためにも大切なことであります。職員として、それぞれの職場で村民の方に適切な接遇ができるよう心がけることが必要だと考えて

おりますし、徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） マニュアルはないということで、来庁者というのは初めて来る人もいるし、何度も来ている人もいたり、いろいろな人が来ると思うのですが、やはり村の玄関ということにおいて、やりとり、あいさつということをちゃんと守ってもらえればうれしいなと思います。

それと、いちいとかトレセンとかあるわけですが、そこにおいても対応をしっかりしてもらえたらなと思います。また、昼どきとかはいつもと違う人に交代したりすると思うのですけれども、そういうところにおいても、うまくレベルを保って行ってもらえたらなと思います。それを質問したいですが。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今の最初のご指摘でございます、いちいとかトレセン、役場庁舎以外の出先の話でございます。そちらも、それぞれ対応していただいておりますし、よりよい接遇ができるように心がけたいと考えております。

それと今、昼休みの話が出ましたが、確かに言われてみますと、そんなこともあるかなと感じたところではありますが、接遇についての大事なことは、相手があることでありますので、来庁された村民の方が不快な思いをしないような適切な接遇をすることには尽きるわけですが、それにはやはり相手の反応といいますか、何でもワンパターンといいますか、1つの方法でいいというわけでもございませんので、それぞれ、やはりそれは窓口で研鑽を積んだり経験を積む中で、少しずつよくなっていく。そういうことだと思います。理事者の立場としましても、それぞれの課長さんを通じて、そういったところは徹底してまいりたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員、よろしいですか。

上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） なかなか接客といいますか、難しいもので、その人の思いというものが違ったりしますので、十分注意して行ってもらいたいと思います。

○議長（三澤一男君） あいさつについてはよろしいですね。

○3番（上條倫司君） はい。

○議長（三澤一男君） それでは上條倫司議員、次に、質問事項2「山形村風食防止対策について」を質問してください。

上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 「山形村風食防止対策について」ということで、山形村の風食予察対策委員会の要綱があるわけですが、第2条として、（1）風食発生の予察に関する事項、（2）風食防止技術に関する事項、（3）風食防止対策に関する事項、（4）その他、風食防止に関する事項。何十年に及ぶ事業の継続だと思いますが、今までに確立したこと、わかったことがありましたら、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（三澤一男君） 引き続き、2項、3項も質問してください。

○3番（上條倫司君） 第2項の第3条で、委員会の構成はいいのかという、委員構成ですけれども。

それと、3番の山形村風食防止対策検討委員会設置要綱に不足していることは、という質問です。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問でございます「山形村の風食防止対策について」のご質問にお答えいたします。

1番目でございます「山形村風食防止対策検討委員会要綱の第2条1号の風食発生の予察に関する事項、第2号の風食防止対策に関する事項、第3号の風食防止対策に関する事項、第4号のその他風食防止に関する事項で、何十年に及ぶ事業ということですが、わかったこと等」ということであります。

山形村の風食防止対策委員会は、風食は村で取り組むべき課題だという認識から、平成29年7月に新たに設置し、風食に関する現状、過去の取り組みについての検証、新しく取り組むべき対策などについて、広く委員から意見を聞きながら進めてまいりました。

昨年の委員会で検討された内容は、風食の現状を共有できるように、まず現状の把握から始め、同じような状況で風食対策を行っている自治体などへの聞き取りや、新たな対策案の検討を行いました。あわせて、過去に取り組みの経過がある網マルチについて試験圃場による設置を行い、効果の検証などを行ってまいりました。

ここで得た結果は、緑肥麦類の播種による圃場の被覆については効果があるものの、作付に当たって3月中に耕起されると春先の風食対策としては効果が減少すること、過去にも取り組み経過のある網マルチについては、効果は期待できるが、網マルチの被覆、撤収に労力がかかることなどが確認できたところであります。また、協議の中で、

スプリンクラーの立ち上がり間にソルゴーを側条播きすることで少しでも風食の軽減に効果があるのではないかとの提案もありました。

また、YCSを活用して気象情報のデータを活用し、ローカルな風食注意報的なものを流せないかなどの、さまざまなご意見、ご提案をいただいております。風食の問題はすぐに解決できる問題ではないと考えておりますが、新しい対策案について村でも積極的に取り組んでいきたいと思っております。

次に、2番目のご質問の「委員会の構成は良いか」ということですが、昨年、委員会を立ち上げる時に関係機関からご参加をいただきたいとの思いから、現在のメンバーをお願いしています。あわせて、要綱の規定に「村長が必要又は適当と認める者」との定めがあります。この規定により、委員会のメンバーに風食について積極的にご提案をいただける方、実際に風食が起こると被害にあってしまう地域の住民の方にもご参加をいただき、多方面からのご意見をいただけるよう配慮はさせていただいております。

次に、3番目のご質問の「山形村風食防止対策検討委員会設置要綱に不足していることは」ということですが、こういった検討委員会等の設置要綱は、きめ細かなといえますか、詳細な内容までは明記できていない部分もございます。設置要綱に不足する部分があった場合は、またその都度追及すべき事項については必要に応じて要綱の一部改正などで対応していきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 29年度よりということですが、それより前から種の配布とか、そういうものをしていたと思うのですが、それはどういう対策意義があったのか、ということなのか、お聞きしたいのですが。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 以前より緑肥麦類の種の無料配布はさせていただいておりました。一部農家の皆さんに負担をいただいていたり、数年前からは全額村のほうで補助させていただいて、風食の抑制に当たっていただいたといった経過でございます。

また、網マルチの関係につきましても、確か平成19年だったと思いますが、県のほうであります松本南西部地域風食対策協議会という広域の協議会がございまして、そちらから網マルチの普及といったもので働きかけを一度させていただいた経過もございます。特に平成19年以降、村のほうで対策委員会を立てていたわけではなく、

広域の協議会の事業に乗っかったり、村のほうで播種の費用負担を一部から満額にさせていただいたりといったような対応をさせていただいております。29年からというのは、本庄村長就任以降、新たに立ち上げた検討委員会ということでご理解をいただければと思います。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） わかりました。前から委員会があったのかどうなのかということも知らないで、種をまいたりもしていたのですが、ネットを張るというのはなかなか大変だということで、全然というぐらい普及しなかったというようなことで、本当に風が自然に吹いて、大変農家は被害者ということなわけですけれども、ましてや今年のように3年分ぐらい風が吹いた、4年分ぐらい風が吹いたのではないぐらい大荒れだったと思います。

目の前が見えなくなるぐらいのときもあつたりしますので、これをどこまで直していくのか、被害を受けないように持って行くかということが大事だと思うわけですが、なぜ土が舞いやすいかというようなことをここで予察に関する事項、発生予察という意味で、村はどのぐらい理解しているのか、お聞きしたいのですが。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） どんな状況で風食が発生するかといったところかと思いますが、YCSで今、気象分析をしていただいている契約の相手方の民間の会社になるわけなのですが、そちらのほうでは気象予報士を雇用しておりまして、普通に天気予報を流せるような資格をお持ちの業者になっています。

今、考えておりますのは、48時間前には注意喚起といいますか、過去の日照時間ですとか気温ですとか温度ですとか、そういったものを分析した上で、ある程度、要件、ルールを決めた上で、風食予報といいますか、そのようなものを住民の皆さんに周知してもらおうといったような内容で、今、対応をしようと思っています。

風食が巻き起こる現象としましては、私どもは全く素人なものですから、なかなか難しいところがありますけれども、信州大学の先生にもご協力いただいている部分があるものですから、その専門家のほうからもご助言をいただければと考えておりますし、あとは今年の場合ですと、昨年から風食が発生するたびに職員で風速と風向きと現地の写真は押さえるように産業振興課の職員で対応させてもらっているものですから、ある程度、風向きがこうで、何メートルぐらいならどうも舞うなというのは素人ながらには把握しつつあるといったところでございます。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 松本盆地は地形的に南北に開けていることで、前線が近づくと強い風が吹き込むということで、今年は2回ばかり強風注意報が出たわけですから、地形的に強い風が吹きやすいという中で、自分も農業をやっているものですから、どういうことに気をつけるかという、ロータリーをかけて、そのまま置くと、すごく飛びやすい土になる。風化が進んで、氷が凍みて溶けて、凍みて溶けてという形で、すごく灰のようになって飛びやすくなると。

ですから、ロータリー耕だけで済ましておくのはやめてもらいたいというふうに思うのですが、強制能力がありませんので、口で言っているきりで、なかなか実行に移らないわけですが、心がけているのはプラソイラなり、凹凸をつけるという、山と谷をつくるということをしておくと。それで山形は、幸か不幸か長いもの大産地でありまして、実に赤土が外へ出てきておりますので、飛びやすくなっていると。風が強いときは小石のようになって、粒が飛んでくるというような実情があるわけですが、ロータリー耕をやめるというわけにはなかなか行かないと思うのですが、よく管理の行き届いた人ほど土が飛んで行ってしまふ、草を生やしている人のところへ土が飛んで行って、肥沃な土が重なっていくという大変変な現象が起きていると、私としては思っているのですが、そういう地道な、ちょっとしたことに気がついて物事を行っている人も、スイカの人がかかなり熱心に、秋にエン麦をまいて、枯れたところにロータリーをかける。青いときにロータリーをかける。少し葉っぱを残しておくで飛んで行かないということでやってくれている人もおりますので、ぜひそういうところも参考にしながら、今まで種を配布していたのも無駄ではありませんので、きちっとやっている人はそういうふうに行っているということで、それを拾い上げていくのが役場だと思いますので、どうかひとつ、よろしくお願いします。

2番目の項の風食防止技術という面において、そういうところをみんなに知らせていくことが大事だと思いますので、種をくれて、そのままというのではなくて、生産者というか農業者の声を聞きながらやっていってもらいたいと思います。そういう意味で、みんなに知らせていくということが大事だと思いますので、ぜひこの会を詰めていってもらいたいと思います。

○議長（三澤一男君） 上條議員、ただいまの件は答弁よろしいですか。

○3番（上條倫司君） はい。わかりました。

○議長（三澤一男君） それでは引き続き、質問を続けてください。

上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 第3条の委員会の構成は、このメンバーでいいのかということですが、いろいろな広い意味で構成をしていると思うのですが、もう少し生産者に寄った方たちにも参加してもらえたらと思います。

区長さんはなかなか忙しいのに、ここへ引っ張り出されてというような、百姓をしている人ならわかるのですが、そうではない人はなかなか、ほこりが飛んでくる委員会かというようなことになると思うのですが、ぜひ、もう少し各部落にも、百姓の、農協の組織があったりするものですから、そういうところからも広く意見を吸い上げながらつくってってもらいたいと思います。

部会の代表だけではなくて、もうちょっと広い範囲で、実行部隊にすぐなると思いますので、そういう方たちも入れてもらえたらと思います。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今回のメンバーの件でございますが、まだ今のところは研究委員会のような形で、先ほど議員の、推進というのですか、実行部隊、実際にそういうことになってまいりますと、またメンバーもある程度、見直しも必要かと思っておりますけれども、最初はまだ、長くかかる仕事でございますし、何年かで1回、結論を出して終わりということではなく、途中で第1次のまとめといいますか答申のみたいなものをつくって、それでまた次に向かっていく息の長い仕事だと思っておりますので、今の農家の方の参加につきましても、またそういうことが必要になる場面が出てくると思いますので、そのときにはぜひまたご協力をお願いしたいと思います。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 技術の確立と、どうやっていくかということ、早く確立してもらいたいと思います。

それでは、3番目の「山形村風食防止対策委員会設置要綱に不足していることは」ということでお願いします。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今回のこの検討委員会の設置要綱につきまして、不足している部分はどういうご質問だと思いますが、最初の村長答弁の中でもございましたが、どうしてもこういった研究委員会・検討委員会といったものは細部までなかなか決めにくいといえますか、決めづらい部分もありまして、それにより所掌の事務も風食発生予察に関する事項とか、風食防止技術に関する事項とか、ざっくりした表記に

なっております。

また必要があれば、要綱の中身でございますので、必要な事項、追記したほうがよい事項があれば、また検討委員会の中で検討させていただいて、改廃を進めていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） この要綱ですが、第2条は検討するという形になっていて、委員は決まっているのですが、どうやってやるかというのが抜けていると思いますので、そここのところを詰めて、どう動いていくかということを入れていってもらえたらうれしいかなと思います。そこが大変重要なところだと思いますので、よろしく願います。

○議長（三澤一男君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 先ほど村長も申し上げましたが、とりあえずこの検討委員会で対策について検討を加えさせていただいて、実際の実働というか動き始めについてはまた新たな組織を立ち上げるのか、それとも部会さんのほうにお願いをして回るのか、それは今後の検討課題かと思いますが、実際にどんな方法でこういう対策をとってこうという方針が出た段階で、また改めて検討を加えさせていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） わかりました。なかなか難しい問題、風が吹かなければいいのですが、必ず風は吹きますので、大変難しい問題で、私が一番考えているのは、機械が普及する、ロータリーが普及する前くらいまで戻してもらえればいいかなと。全部飛んで行かないようにすることはなかなか難しいものですから、ロータリーが普及するようになってから土の飛ぶ量が多くなった。そこらのところを機械が普及する前に戻してもらえたら、住民との折り合いもつくのではないかと思いますので、どうかひとつよろしく願います。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。質問は以上でよろしいでしょうか。

○3番（上條倫司君） 1つだけ聞き残したことがあります。

○議長（三澤一男君） 上條倫司議員。

○3番（上條倫司君） 上大池の原のところには防風林でつくってあるわけではないですが、防風林のような林があるわけです。そういうところの風の向きとか、そういうことも調べてもらえたらなと思います。緑花木をつくっていて、大面積が防風林のよ

うになっている。それとちょっと離れたところに、東西に防風林みたいになってい
ますので、そういうところも、自分たちでつくらなくてもできているところがありま
すので、近隣の人に聞きながら、何か探ってもらえたらなと思います。

○議長（三澤一男君） これは答弁が必要ですか。

○3番（上條倫司君） いいです。

○議長（三澤一男君） それでは、以上で上條倫司議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。

この時計で40分まで休憩。

（午後 2時26分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 2時40分）

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（三澤一男君） それでは、質問順位7番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員議員、質問事項1「前年度踏襲主義の総検証を」について質問してく
ださい。

（7番 大月民夫君 登壇）

○7番（大月民夫君） 議席7番、大月民夫です。

2日間にわたります一般質問、初日の締めくくり役を務めさせていただきます。大
変お疲れかと思いますが、もうひと踏ん張りいただきますよう、冒頭お願い申し上げ
まして始めさせていただきます。

本年3月の第1回定例議会終了以降、4年に一度の村議選が行われたこともござい
ますが、数多くの村民の皆さんから多岐にわたります分野でのご要望やご提言など盛
りだくさん頂戴いたしました。本日は貴重なご提言の中から、特に数多くの皆さんか
ら寄せられました課題事項及び緊急性を要する事項に絞り込みまして、質問並びに議
論をさせていただきたいと思ひます。

初めに、前年度踏襲主義の総検証につきまして質問をいたします。

閉塞感が気になります地域コミュニティの活路を導く方向性の一案としまして、職

員や役員の皆さんが自ら携わっている間だけは、前任者の歩んできた筋書きを「なぞれば済む」という、いわば根強い風潮ともいえます「前年度踏襲主義」を意識的に見直す総検証の推進を求めたいと思います。

もちろん前年度踏襲が原則であるべき事業や活動も多々あります。一度各分野それぞれの実情をじっくり分析し、時代に即した将来展望を意見交換しながら模索する、そんな機会の設定を望む村民の声が意外と多いということをご報告申し上げながら、対策論を議論させていただきたいと思います。

初めに、コミュニティ検討委員会から村長宛てに提言のございました各組織・団体に事業の目的や組織の体制、役員の仕事内容、選出方法などをいま一度点検・見直しを求められた件への対応方針をお伺いいたします。

次に、各種行政運営の推進施策の再点検にあたりましては、民意反映手段といたしまして関連する「審議会」や「運営委員会」「検討委員会」に助言を委ねる手法を提言したいと思います。

並びに、歴史ある大型イベント事業に関しましては、幅広い層の意見掌握を要しますが、現在イベントに携わっておられる関係役員の皆さんと地域コミュニティ検討委員会の合同協議会から口火となる検証スタートが望ましいのではないかと提言を申し上げさせていただきます。

以上、まずは検証の必要性をどのように捉えておられるかが原点になりますが、そのご判断と総合所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上、通告に基づきます質問といたします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大月民夫議員の質問にお答えをいたします。「前年度踏襲主義の総検証を」というご質問でございますが、質問の相手が私と教育長になっておりますので、この前年度踏襲主義の総検証に関する1番及び2番の質問に関しましては、私の方でお答えをさせていただきます。3番目につきましては教育長から答えさせていただきます。

1番目のご質問の「コミュニティ検討委員会から提言のありました各組織・団体に、事業の目的や組織の体制、役員の仕事内容、選出方法などを今一度点検見直しを求められた件への対応方針」ということでありますが、山形村の地域コミュニティに関す

る検討委員会からご提案をいただきました各種団体の役職員の見直しについての対応方針ですが、委員会からの提案の後、内容について内部でも検討し、幾つかの組織の方々とは既に具体的な話をさせていただいております。一定の期間を見計らって検討の進み具合や見通しなどを伺ってまいりたいと考えております。また、今後はその他の団体や組織にも同様の相談をさせていただく予定であります。

全村規模で地域への役職の負担の見直しが行われるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2番目のご質問であります、「各種行政運営の推進施策の再点検に当たっては、民意反映手段として連携する『審議会』や『運営委員会』『検討委員会』に助言を委ねる手法を提言したい」についてであります。民意を反映する手段として関連の審議会や委員会などに助言を求められたらというご提言であります。ご指摘のとおり、推進する施策の目的や趣旨に沿っているかなど各委員会で再確認することは必要なことだと考えております。また、別な切り口として施策や事業について評価・検証をする行政評価を行う組織も必要だと考えております。この評価・検証については庁内と庁外でそれぞれ組織を立ち上げて実施していくよう研究をしていきたいと考えております。

本年度からの設置は難しいかと思いますが、この件については調査研究し、早急に取り組むたいと考えております。

1番、2番については以上でございます。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 大月議員3番目のご質問につきましては、村長とあらかじめ調整をいたしましたので、私の方からお答えをさせていただきます。

歴史ある大型イベント事業に関しては、現在事業に携わっている関係役員と地域コミュニティ検討委員会の合同協議会により、事業等の検証を行うことが望ましいというご提言をいただきました。

村民運動会や夏祭り山形じゃんずら等の大きなイベントに直接かかわる役員の皆様の活動が、社会情勢の変化等により難しくなったり、活動への負担感が大きくなってきているという状況は承知をしております。

こうした現状の課題につきましては、イベント事業を運営する関係機関や団体等が主体的に考え、課題解決に向けて具体的な方策の検討を進めてきています。事業の目

的を達成しながら役員の負担感の軽減を図る事業や、活動のあり方等について現在検討がされております。組織内で主体的に考え、みんなで合意をしながら自らの課題に対応し、よりよい事業にしていこうとする取り組みは、現時点では合理的な考え方であり、関係組織の力にもなっていくものと考えております。

こうしたことから、ご提言をいただきました事業に携わっている関係役員と地域コミュニティ検討委員会の合同協議会による事業等の検証につきましては、早急に取り組むことは現在のところ考えておりません。なお、ご提言の合同協議会につきましては、関係組織内の考え方や事業等の変革の動きを見ながら、設置の必要性について研究をしてみたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 村長並びに教育長から答弁を頂戴しました。正直申し上げます、この質問通告書で、通告内容に思いを網羅するというのは非常に長い文章になるものですから、要点しか書かなかったものですから、非常にアバウトな部分があるものですから、ちょっと私の思いに対する答弁ではかなり、これからどうしようというところが、ポンポンポンと進んでいかなのかなという思いがするものですから、まずはちょっとお時間を頂戴しまして、その前年度踏襲主義というものについての認識の捉え方、これについて私の思いをちょっと申し上げますので、正直言って私もその行政運営は、外から見ていますけれども、中に入ってやったことはないものですから、机上の空論でいろいろ言うなどと言われるかもしれないのですが、もし私の認識でそこは違うよとあったら、遠慮なし、また反問というか、おっしゃっていただいていたので、一応お聞き取りをいただきたいと思っております。

これはまさに山形村に限ったことではもちろんないのですが、特に町村行政に携わる職員さんの傾向ということで、よくいろいろなところにも書いてありますし、いろいろな方が言いますが、どうしても「前年度踏襲主義」、もう1つは「予算消化主義」の風潮というのが根強く残っていると一般的にはよく言われております。

この大きな要因としては、職員さんがほとんど人事異動で3、4年で部署が変わってしまうという実情があり、これはこれで大事なことをいろいろ経験してもらおうということで大事なことだと思うのですが、そういった状況の中で、どうしても改革意識とか発想はあっても、思い切った改革の決断がしがたいという点が挙げられていると言われております。山形がそうだとは言い切っておりませんが、そういうふうによく言われております。

山形では同じことが地域の各種役員さんにも言えているような気がいたします。自分に任された任期、例えば1年とか2年、事を荒げずに無難に踏襲してオーケーだ、あとは次期役員さんにバトンタッチするのみという傾向、そんな傾向が支配的というか、なかなか打破できない高いハードルかなと私は思っております。その結果がどうしても、民意でも多様な考え方、意見というのは必ずあるはずですが、言っても反映されないだろうという諦めの境地というのがはびこってしまっていると。それがじわじわと年々閉塞感が色濃くなっているのではないかと私は危惧しております。

どこかで少しずつでも構わないので流れを変えてみる、そのチャレンジがせがまれているような気がいたします。全く私なりの今の認識の捉え方なのですけれども、ちょっと大きく違うところがあったらご意向を聞かせていただけますか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 大月議員のご指摘がございましたが、今、私、先ほどの最初の答弁でも少し触れましたけれども、要するに行政という仕事が、数字というのですか、評価が非常に難しいという一面があると思います。これはいろいろな考え方がありますし、私の個人的な考え方で偏った考え方かもしれませんが、私が感じておりますのは「行政はサービス業だ」というような言われ方をすることがあるのですが、サービスというものが持っているサービスに対する価値をどうつけるか、値段を幾らにするかという、そういったことだと思います。

簡単に申しますと、例えば西洋ですと、ホテルに泊まってベッドメイクをすると何がしかのチップを置いてくる、それがサービスに対する対価だということだと思いますが、日本の場合ですと、そのサービスに対する価値といいますか値段のつけ方がなかなか、サービスは無料のもの「サービス＝無料」だと考えるということだと思います。役場もサービス業と言われるところにはそういったサービスに対する対価、無料だと考えているというところが、私は悪い面、いい面だと考えているのですけれども、そんなふうに思います。

でありますので、例えば行政の一人ひとりの職員が職務に精励しております、目に見える仕事は対価として考えられるわけですがけれども、それにプラスする村民サービスのところはゼロという、この辺は私の勝手な思いでありますけれども、そんなことが非常にやりにくいところかなということを感じております。

それと、先ほど申しました行政に対する、事業に対する評価という問題だと思います。ある事業をやりますと、それに対して行政評価を内部であったり外部で、その事

業に対して何点である、Aである、Bである、その評価のつけ方がまだ定着してこないということが1つの原因でもあると思います。どういう方法がいいか簡単に改革でできるのではないと思いますけれども、何らかの動きをしながら山形村に合った行政サービスの向上というようにところに結びつけていきたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） ありがとうございます。

それでは、早速最初のコミュニティに関する検討委員会の件、先ほどの村長答弁で具体的に打ち合せというか、議論を始めているという心強いお話をお聞きしました。昨年度から本当によろやく待ったというか、村民期待の検討委員会がスタートいたしました。今日は検討委員長に傍聴いただいて本当にうれしいのですが、私も微力ではありましたが参画させていただき、短期間ではありましたが、かなり新鮮味のある意見交換ができたのではないかと気がしております。

この委員会というのは、これまでは、まずは私、助走期間。これからが本番で核心部分に入り込む、時代に即した地域づくりの手法を見出す展開に大いになるよう期待しておりますが、検討委員会に対しまして村長からの諮問事項の主たる思いというものをご今一度ここでお聞かせいただければありがたいのですが。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） まず、コミュニティの山形村の地域組織であります区・連絡班というところの今ある課題ということの改善策といいますか、解決策ということだと思っておりますけれども、やはり山形村が連絡班という名前に、常会というところの上に連絡班というものをかぶせて、行政の常会を行政の一末端組織として利用させていただいてきたという、そういった経過の中で、このシステムが、やはり価値観も多様化してまいりますし、山形村で生活するそれぞれの村民の皆様の生活の様式も、純農村地帯であったものが都市化をしているという状況の中で、やはりシステムが古くなっているということを感じますし、そのシステムが苦痛に感じて、山形村で育った方が山形村にまた帰ってこないという住みにくさを感じていると。そういったことも感じておりますので、山形村がこれから10年、20年先、この地域の組織が本当にこれでいいのか、そこを問い直すということをお願いした経過でございます。

これは山形村の人口増に対しても山形村が住みよい村だという、要するにPRという問題も当然あるのですが、山形村というところは隣近所のつき合いも非常に現代的で過ごしやすい村だと。そういったことを発信することによって、人口増にも

つながる。そんなことも結果としてはあるのではないかと思います。今の時代、どこに住んでも自由に好きなところへ住める時代でありますので、住むにあたっても選んでもらえる山形村にしなければいけないというようなことも考えているところでございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 村長の強い思いというのはよく理解させていただきました。

それでは、前年度踏襲ということでもかなりアバウトな質問をしてしまったものから、もうちょっと踏み込んだ具体的な、私なりの提言を申し上げますものですから、またご意向をお聞かせいただきたいと思います。

まずは、行政運営、役場内の仕事というかその辺に関してターゲットにしますけれども、管理職の皆さん、本当に長年業務に携わっておりますから、本当に手なれてしまっていて、あんまり違和感とか不自然さというのは、もしかしたら見落としているということがあるかもしれないという観点でちょっとお聞きをしていただきたいのですけれども、役場の業務、各課、いろいろにおいて毎年同じ時期に同じ趣旨で置かなくてはならないという事業とか行事とか山ほどあると思います。私はできれば一度それを面倒でも各部署ごとにリストアップしていただくと。まずは担当職員さん、担当課でそれを1回見つめ直していただきたい。

どんな見方をするかという、うんと基本的な簡単なことなのですが、そんなに種類はないです。毎年継続する必要性があるかどうか。もしこれはやっぱり必要の場合というのは、事業内容の規模を検討すると。現状のままでいいとか、これはもうちょっと拡大しなければいけない、これはもうちょっと縮小しなければいけない、その判断。また、中にはこれはもしかしたら失くして不必要にしてもいいのではないかと、いう事業も、もしかしたらあるかもしれないです。それは失くした場合の影響はどうかという、そんな協議をしていただく。

そのほかにもいろいろあります。同一事業との統合方式、これとこれを一緒にやったらどうか、そういう選択もあると思います。もしくはこれは広域事業に転換してしまっただけがいいのではないかと、その方が効果があるよとか、私、素人なりにそんないろいろな選択肢があると思います。もしかしたら面倒かもしれないです。ここ半年や1年でやれとは言いませんけれども、ぜひそういった毎年同じことをやっている、毎年前年度踏襲というのは1回リストアップしていただいて、実際にやっている皆さ

んがその課で、どこかの機会ではこれはどうだという論議をしていただくと。私の提言は、そこで出た結論を先ほど申し上げた審議会、検討委員会、運営委員会、ああいったところはどうでしょうかとお諮りをして、次のステップに行っていたらどうかという、そういう提言でございます。いかがでございましょうか。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 前年度踏襲型の行政のあり方から改革、そういったところのお話だと思えますけれども、まず行政の場合の前年度踏襲型というところの問題で、前年度踏襲型で悪いかどうかということもやっぱりあると思えます。例えば生涯学習カレンダーを見ていただくと大体わかりますけれども、多分10年間ぐらいを並べてみますと、大体、同じ時期に大体同じ行事をもってくる。それも1つの定着というのですか、村の行事の中の1つのリズムとしてある程度定着しているということもあると思えます。

それともう1つ大事なものは、改革ということでありましてけれども、これは言葉の定義みたいなもので、必ずしもそうであるかどうかわかりませんが、改善という言葉もあるわけですが、改革といった場合にはそれよりももっと根本的なところまで変えるという意味かなと感じております。改革ということになりますと、やはり身を切るということが出てくると思います。何らかの犠牲も伴う、犠牲という言い方も変ですが、どこどこの団体から苦情が出る、それを覚悟でやるのが改革であらうと思えます。

今、山形村のコミュニティの見直しの関係では、大きく地域の組織を見直すことによって、これはそこが変わることによって変わらざるを得ないと。変わる必然性が出てくる。それによる改革が起こるだろうとは考えております。なぜ変わる必要があるかという問題もあります。変わる必然性がなければなかなか変わらないというのが現実だと思えます。

行政の末端であります連絡班、常会が今、変わらなければいけない事態になっている。そこを変えることによってそれが波及して、いろいろなところも変わる必然性が出てくる。そういうことを期待しながらこのコミュニティの見直しは進めてまいりたいと考えております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） ありがとうございます。行政のいろいろな内容につきましては、最後に若い職員の皆さん、もしかしたらすごく奇抜なすばらしいアイデアがある

かもしれないです。ぜひそう言える場をつくっていただいて、なおかつそういう意見は大事にさせていただく、そんな姿勢で皆さんに頑張っていたいただきたいということを申し上げます。

それでは、次に大型イベントと申しました件ですが、コミュニティの関係、そっちの方へ話を移らせていただきます。

歴史ある大型イベント事業と私、申し上げたのですが、具体的に申し上げれば、本年で70回目を迎えます村民運動会。総合文化祭も今年はたしか68回目と聞いております。また、夏祭り山形じゃんずらも34回目、それ以外にも各地区で取り組んでおられる文化、スポーツ事業などが挙げられますが、いずれも地域力の増強という意味での自治協働の村づくりの面では欠かすことのできない事業であることは、全く否定することはできません。しかし、その事業内容に村民の民意を取り込む工夫を積極的に推進していかないと、せっかくの住民同士のきずなづくりの機会が逆効果的な要素を生み出す機会になってしまう、そういうふうには危惧している方が意外と大勢いらっしゃるというのが現実なのです。

例えばですけれども、じゃんずらも役員動員による連、そうではなくてやっぱりお友達同士やいろいろなお仲間が集まって参加する連、そっちに変革を目指して、少額でも参加費や各種激励賞なんかをふんだんに盛り込んで自発的に参加して、皆さんが参加して楽しめる祭りに変わっていけばいいのではないかなという意見。また、村民運動会もたしか参加すれば非常に楽しいひとときを過ごせることは間違いないのですが、実施までの準備をする役員の皆さんの選手選考を初めとするご労苦の負担というのは年々極まっておりまして、人によればもう極限を超えてしまったと、そんな言われ方もしております。内容も含めた思い切った改革が求められていると私はちょっと思います。

本日、この場でこのイベントをどうしましょう、ああしましょう、こうしましょうとそんな議論はあまり適切ではありませんし、通告もしてありませんので答弁は求めませんが、時代に即した変革という意味で事例を1つだけご紹介いたしますので、ご所見を後ほどお聞かせください。

長野県を代表する夏祭り、お隣の松本市で開催されております「松本ぼんぼん」があります。「松本ぼんぼん」はこれで約40年の歴史と報道されておりました。当村のじゃんずらより若干先輩かなと思いますけれども、今年の参加連の総数はおおむね250連だったそうです。各種企業とか医療機関とかいろいろな団体、様々な皆さんで

連を構成しておるわけですが、近年の傾向として、保育園、それから幼稚園、小中学生、そういうお友達同士での参加するグループが徐々に増え続けておりまして、昨年は、今や全体の4分の1が皆さんの連になってきているようでございます。

しかしながらなのですが、子どもさんたちゆえに、夜遅くまで参加は困難であります。今まで毎年途中で切り上げて解散して、ある意味では残念な思いをしていたようでもあります。そこで今年度、まさに時代に即応した対応として、終了時間を早めると。スタートは同じで時間短縮に踏み切ることになったようであります。子どもさんたちも最後まで全力で踊り切って、満足げにたたえ合う、笑顔あふれる光景というのが目に浮かぶような、まさに参加する皆さんに寄り添った変革というのが、そんな事例が紹介されておりました。山形も村民に寄り添った、そんな視点でいろいろ論議しながら変えていく必要があるのではないかなということ、こんな報道を見ましたのですが、ご所見をお聞かせいただければありがたいです。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） いろいろな課題がある中で、今こんなふうを考えているなどいうのを先にご答弁をさせていただきます。

じゃんずらについては、今までは分館の方々にある程度義務的に連の方の参加をお願いしてきたり、踊り手、歌い手についても何名ずつ出してほしいということで、こちらの方も義務的なお願いでしてきたという経過がございます。

こういった中で分館の中からもせっかくみんなで楽しむ祭りの中に、義務づけされているような仕組みはいかかなものかという話がありまして、今年度の実行委員会の中では、こういった義務づけを外すと。それから、従来15人で参加賞を出していたものを10人に、少し人数を縮小して、できるだけ任意の団体等のお仲間の皆様が参加しやすいような条件づくりをしていこうということで、少しそれは変えていくことになりました。

それから、村民運動会について役員の負担感が大きいというのは、こちらも昨年からはよく聞く機会がありましたので、公民館の方は今年の村民運動会の時間を短縮したり、それから参加種目をもう少しみんなが参加できるようなものに変えるようなことを今、考えて検討しているという状況で、できるだけ役員の皆様の負担感は減らしながら、事業の目的は達成していきたいということで今、取り組みをしているようになります。

それから、もう1つ、今、事例をご紹介していただきました件につきましては、夏

祭り山形じゃんずらの目的の1つの中に、子どもたちにふるさとの思い出をたくさんつくってあげるといふ、そういうじゃんずらの目的もあるものですから、残念ながら山形の場合には、今現在はなかなか小学校や中学生の子どもたちが参加して、あのお祭りの中で思い出をつくっていているかというのと、ちょっと今つくれていないと思っています。以前は、子どもたちが参加して連を出したり、子どもたちが夜店を出したり、それから灯籠をつくったりということで祭りに参加する機会があったのですが、今、そういったことがなくなってしまったものですから、今、ご紹介をいただいた事例等も踏まえて、何とか子どもたちが参加できる、思い出がつかれる夏祭りというのをちょっと検討させていただいて、本当に楽しい祭りにしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 大分内部でご苦労いただいて、ご検討いただいているということで、具体的な改革構想もお聞かせいただきました。ぜひ頑張っていたいただきたいと思っております。ただ、内部でというか、できるだけ外部の意向を取り込むというか、そんな努力をぜひお願いしたいと思っております。

この問題、まとめいたします。もしあれば補足するようなご所見、村長、教育長、もしございましたら後ほどお聞かせいただくということで終わりにしたいと思います。第5次総合計画の後期基本計画に沿って行政運営が今年度よりスタートいたしました。みなでつくる自立した山形に向けた計画書の中で、コミュニティに関する今後のあり方についての主要施策として、後期から新たに次のような内容がうたい込まれました。

申し上げます。村民参加のもとに意見交換を行い、時代に合った無理のない地域社会の形成を目指しましょうという文言が新たに後期から加わりました。私はすごくこれいい文章、文章という言い方はおかしいな、かなり内容の濃い文面だなというふうに評価しております。要はポイントは2つです。1つは、村民参加をまずうたった、要するにトップダウンではなくて、自分たちのことは自分たちで決める。もう1つは、無理のない地域社会、村民一堂に会しての事業はもちろんすばらしくて理想であります。そこにも無理が生じているようだったら軌道修正を行う勇気も必要かもしれない。これは提言というか申し上げておきます。民意をぶつけ合う、意見交換の場が発生しまして、その輪が大きくなるようなかじとり、それを切にお願いして、この質

問を終わらせていただきます。

もし、何かご所見が頂戴できたらお願いして、なければ終わりにします。

○議長（三澤一男君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 最後の質問でございますが、言葉はそういう言葉を使ってございませんが、行政の目指すところは協働の村づくりというところでありますので、村民が輝く、そして対話型の行政運営ということだと考えております。地域力であったり村民力が上がってこないことには、行政の推進力というものも当然つかないわけでありますので、コミュニティの関係ではそんなところを大いに期待したいと思っております。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員、次に質問事項2「通学路の防犯体制強化策」を質問してください。

大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） それでは、続きまして「通学路の防犯体制強化策」の質問に入らせていただきます。

本当に皆さんご承知のとおり、先月、5月のゴールデンウィーク明け早々に発生いたしました新潟市内で小学生児童が殺害され遺棄された、本当に残虐極まりない事件は、本当に日本中に驚愕と不安感の激震が走りました。当村におきましても、登下校時の見守り体制の現況を見つめ直し、防犯体制強化の転機にすべきと考えております。村民の皆さんからのご要望に基づきますご提言も含めながら、ご議論をさせていただきたいと思えます。

初めに、通学路の安全推進会議、これは昨年来、交通安全対策の面ではきめ細かい対応とご努力をいただいているのはよく承知しておりますが、防犯体制面での課題抽出や改善策の協議は行われておられるかどうかお伺いします。行われておりましたら、協議の概要だけでもお聞かせください。

次に現状で、不審者出没等の事象が発生したと想定した場合、まさに現に今、あちこちであります。情報収集の方法並びに情報共有のための情報発信の仕方、及び見守り体制の緊急措置の内容などなど、対応マニュアルをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、具体的な提言事項になりますが、まず、今後の展望としては行政が主体で、通学路に防犯カメラを設置する方向性の選択も抑止力に大きな効果を発揮すると思われまます。所見をお聞きするとともに、可能でありましたら標準的な設備の設置

費用、並びに維持経費を参考までにお伺いします。

次に、村内をくまなく運行願っていただいております福祉バスや保育園通園バスにドライブレコーダーの搭載も防犯抑止力効果が期待できます。この件につきましても搭載費用、維持経費並びに所見をお聞かせください。

以上、通告に基づきます質問といたします。お願いします。

○議長（三澤一男君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、ご質問の1番と2番につきましては私の方からご答弁を申し上げます。

1番目のご質問であります「通学路の安全推進会議では、防犯体制面での課題抽出や改善策の協議が行われているか」というお尋ねでございますが、山形村通学路安全推進会議は、平成28年3月に策定されました山形村通学路交通安全プログラムを組織設置の根拠としております。この通学路交通安全プログラムですが、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、国の要請を受け、全国の自治体が通学路の安全確保に向けた取り組みを進めるために策定をしたものであり、主として通学路の交通安全施設に関する環境整備を計画的に推進し、児童・生徒の登下校時の通学路の安全確保を図ることを目的としております。

こうしたことから、通学路の施設環境面においては、交通安全の観点による防犯上の課題がある場合は、通学路安全推進会議で協議が行われますが、防犯上の体制に関しての協議は、ここの協議会ではされておりません。

次に、2番目のご質問であります、不審者出没等における緊急対応マニュアルについてのお尋ねでございますが、学校におきましては、学校保健安全法の規定により学校安全に関する計画が定められております。学校外での不審者情報等に対する山形小学校の対応について申し上げますと、情報収集としては、村内住民の皆様や保護者の皆様からの通報により、また広域的な対応が求められる場合には、塩筑校長会からの連絡、警察やライポくん安心メールによる通知等から情報を収集することとしております。得られた情報を学校内で整理し、保護者等へ情報発信する場合は、オクレンジャーによるメール配信、登下校時対応としては村内告知放送や必要に応じて家庭通知をすることとしております。

次に、児童の登校時における対応ですが、情報の集約と共有を図り、職員による通学路の安全確保を図るとともに、警察への協力依頼を行い、児童の登校状況を確認することとしています。また、当日の下校方法について、学年または全校による一斉下校を行うか、職員の見回りを実施するか、保護者への直接引き渡しを行うかなどを検討し、状況に応じて保護者や地域の皆様へ情報を発信します。

次に、児童の下校時における対応ですが、情報の集約と共有を図り、職員による通学路の安全確保と警察への協力依頼を行います。また、翌日の登校方法について保護者による送迎の実施や登校時刻の変更などについて検討を行い、必要に応じて保護者や地域の皆様へ情報発信することとしています。なお、対応マニュアルとしての内容ではありませんが、自らの命を守る安全教育の実施や不審者に遭遇したときの対応の仕方、防犯ブザーの使い方等の日常的な指導を行っています。

続いて、鉢盛中学校の対応について申し上げます。鉢盛中学校におきましても山形小学校と同様の対応となっており、その時々での最善の方法を選択することとしています。また、安全教育の実施や生徒指導も機会を捉え行われています。

以上、1番、2番についてご答弁申し上げます。

○議長（三澤一男君） 3番以降、本庄村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） それでは、引き続き3番のご質問に答弁を申し上げます。

「今後の展望としては、行政が主体で通学路に防犯カメラを設置する方向性の選択も抑止力の大きな効果を発揮するものと思われれます。所見をお聞きするとともに、可能であれば標準的な設置費用及び維持経費を参考までにお伺いします」という件であります。防犯カメラの設置につきましては、犯罪の未然防止、事件・事故の早期の解決にもつながり、また行方不明者の捜索などにも活用されております。通学路も含め子どもたちの安全・安心という面においては防犯カメラの必要性というものは認識をしております。また、反面では、プライバシーの保護という問題もございます。どこに何カ所設置していくかなどに関しましては、専門家も含め調査・研究が必要でありますし、設置の計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、設置費用についてのご質問であります。村の水道事業で平成21年度に唐沢浄水場に監視カメラを設置しております。工事費は2基で1,197万円で、維持費については電話回線を利用しておりますので、月額2万円程度であります。専門業者に聞

くところでは、安価なものでは1基120万円ぐらいのものから設置できるということ
であります。

次に、4番目のご質問の「村内をくまなく運行願っていただいております福祉バス、
保育園の通園バスにドライブレコーダーの搭載も防犯抑止力効果が期待できます。搭
載費用、維持経費、並びに所見を」ということではありますが、ドライブレコーダーに
つきましては、多くの自治体で取り組みがされている現状であります。走行状態を記
録することで事故状況の把握や事故処理の迅速化、安全運転意識の向上が図られると
ともに、地域の防犯対策についても注目されており、公用車への搭載はこれから必要
だと考えております。搭載費用につきましては、取付費用も含め普通車ですと3万円
ほど、大型バスになりますと6万円ほどかかるということでもあります。また、維持経
費については特にかからないということでもあります。

以上です。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） わかりました。ありがとうございました。

今、現に不審者情報というのは妙に最近多いですよ。本当に心配になります。何
でかなとちょっと考えてみたのですが、時代の潮流の変化というのですかね、子ども
さんをターゲットにした犯罪というのは、過去にはどちらかといえばローカルな農村
地域では、不審な行動というのは目につきやすいものですから、どちらかというど
都市部での、人込みの中に紛れ込んで発生というのが主体であったような気がいたしま
す。しかしながら近年、都市部での監視体制、まさに防犯カメラ、ドライブレコーダ
ーがその筆頭なのですが、そういった導入に伴う強化策が目覚ましい勢いで浸透して
きたということなのですかね。子どもさんをターゲット以外でも多岐にわたる犯罪と
いうのがローカル地域に流出してきている、間違いない現象が出ているのではないかと
私は思います。

防犯体制を危機感を持ちながら強化する具体案については、特にこういった山形村
では、こういった地積は本当に真剣にやらなければいけないのではないかなと私、痛
感しております。

全国子ども見守りボランティア協議会というのが発足しているのです。これはそん
な前からではなくて、平成25年に石川県金沢で全国的に正式に発足したようでありま
す。全国規模で交流を図りながら、また各地域で警察、学校、PTA、その連携を独
自に綿密に設定して、平時であり、緊急時であり、どういう対応をするかという、そ

んな活動を展開しているというふうには報じられております。当村におきましてもその見守り体制、今、お話を聞きますといざ何かあったときは、やっぱり職員さん、保護者、警察だけですよね。いざパッと動かせる体制がないというのがちょっと不安です。これから、でも、私はそういった施策をぜひ検討すべきかなと思っております。

同時に申し上げますが、私ども議会は災害時における対策本部の設置要綱というものを定め、緊急時に万全を期す体制は整えております。子どもさんたちに被害が及ぶかもしれないという不審者出没、これも私はまさに災害とは言いませんが、緊急時というように判断しております。緊急時に備えた子ども見守りボランティア組織というのは、ぜひ当村でも明確に設立する準備を進めていただきたい。例えば民生委員の皆さんとか議会が組織的にそれに参加するかどうか検討願って、またご協力いただける村民の皆さんとともに、そんな皆さんで成立できたらいいなと思っております。

できれば見守り隊員専用の腕章なんてのをつくって、それを配付して、いざというときには防災メールで呼びかけて出動いただく、そんな体制づくりをちょっと検討してみただけのお考えがあるかどうか、お願いします。

○議長（三澤一男君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 今、答弁の中で触れませんでしたけれども、見守りボランティアですけれども、学校支援地域本部の中の安心・安全支援部の中で、現在村内に13人の方が登録をされております。せんだって、不審者情報があったときに、課題として出ているのは、どうやってこの13人の方に緊急時の情報を伝達して、見守り活動に参加してもらうかというのが課題として出ております。

今のご提案いただきましたように、組織づくりも片方で大切なことですし、もう一つは、村全体で、地域総ぐるみで子どもを守るというような機運を高めるような方法というのともあわせて考えていくことが現実的であり、必要かなということもこの間の不審者の情報を得る中で、教育委員会内ではそんな話をしてまいりました。

以上です。

○議長（三澤一男君） 大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） やはりこういった防犯体制というのは、ある意味で抑止力という意味で、やっぱり村を挙げて取り組んでいるというのは、声高々にアピールする必要性があると私は思います。そんな意味で先ほどの防犯カメラ、ドライブレコーダー、大体概要はわかりました。ちょっと防犯カメラの方は少し時間がかかるかもしれないのですが、しっかりご検討いただいて、設置の方向で検討いただきたいと思います。

ドライブレコーダーは、できましたら先ほど申し上げた福祉バス、保育園の通園バスには、できるだけ早期に搭載できたらいいのではないかな、そんな思いでございます。

監視カメラというのですか、防犯カメラ、イコール監視カメラですけれども、先ほど村長も触れておりましたけれども、あれが出始めた当時、感覚としてまだまだ日本は犯罪発生率は少なく、世界一安全で安心な治安状況だなんて自負していたあの当時はそんな時代かなと思っているのですが、今、ちょっと世の中完全に変わってしまったのかな。あの当時はカメラ撮影による監視社会、そういうのに嫌悪感を持つ人がうんと多かったのですが、今は逆に、特に都市部から犯罪がローカルに流れてきているこういう時代には、当村においてもポイント箇所にはそういったものを設置して、本当に村を挙げて防犯に取り組んでいるのだ。そんなアピールをぜひしていただきたい。そんな方向性でいろいろ問題はあろうかと思えますけれども、検討いただきたいいい方向を見出していきたい。そんなお願いをしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三澤一男君） 以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で本日の一般質問はすべて終了しました。本日は、これにて閉議とし散会といたします。

（午後 3時34分）